

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No. 0906

“法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析”

上田淳二 石川大輔 筒井 忠

2010年2月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析

上田 淳二¹

石川 大輔²

筒井 忠³

要 旨

中長期の財政の持続可能性を検証するためには、現行の税制の下で、一時的な景気の変動等の影響を取り除いて、構造的にどの程度の税収が得られるかを適切に見通す必要がある。本稿では、我が国の法人税について、過去の税収変動の要因を定量的に分析した上で、現行の税制・経済構造の下での構造的税収の規模の推計を行った。

推計に先立ち、1980年度以降の我が国の法人税収の変動要因について、定量的に分析を行った。特に、非金融法人の課税ベースの変動要因について、①マクロ的な分配の構造的・循環的变化（雇用者報酬と営業余剰等の割合の変化）、②金利と資本収益率の関係、③資産価格・海外投資収益の要因、④経済変動の影響の偏り度合い、⑤繰越欠損金控除の5つの要素の影響をそれぞれ特定化し、1990年代の景気後退時よりも、2008年度の景気後退時により大幅に税収が減少した要因を明らかにした。

その上で、これらの要因による影響を考慮した推計モデルを用いて、我が国の法人税の構造的税収の水準についての推計を行った。推計の結果、金利が正常化し、過去の大規模な特別損失の繰越効果が消失した場合の構造的税収の水準は、名目GDP比2.4%程度との結果が得られた。また、現在の低い金利水準の下で、過去の大規模な特別損失の影響を考慮した場合の構造的税収の水準も、概ね同程度であるとの推計結果が得られた。

これらの推計結果と比較すると、2006～2007年度には一時的に構造的税収水準を上回る法人税収の水準が実現していたこと、2009～2010年度に見通されている税収水準が構造的な税収水準を大きく下回っていることが分かる。また、このような考え方に基づく構造的税収規模を想定することにより、法人税について、時間を通じて一定の税収弾性値を想定することに無理があることが明らかとなる。

¹ 京都大学経済研究所准教授 (ueda-junji@kier.kyoto-u.ac.jp)

² 財務省財務総合政策研究所研究官

³ 財務省財務総合政策研究所研究員

上田 淳二²

石川 大輔

筒井 忠

1. はじめに

財政の持続可能性を考える際には、現行の税制及び経済構造の下で、将来的に得ることのできる税収の規模について、正確な見通しを有することは極めて重要である。近年の税収の動きからも明らかなように、実際に得られる税収の規模は大きく変動するが、中長期の財政の持続可能性の検証に当たっては、一時的な景気の変動を除いてどの程度の税収が得られるかを適切に見通す必要がある。

税収の変動を測る尺度としては、伝統的に、GDPの変動に対する弾性値（税収弾性値）の大きさに関心が払われてきた。GDPギャップの大きさと税収弾性値の積をとることによって、短期的な景気変動によって生じた税収の変動額（循環的な税収変動額）の大きさが推定され、これを実際の税収額から除いた金額が、「構造的財政収支」を構成する収入規模と見なされてきた（GDPギャップがゼロの場合に得られる税収規模を、以下では「構造的税収」と呼ぶ）。

しかし、近年の法人税収の動きは、GDPの変動に対して相当不安定であり、結果として計算される税収弾性値の実績値も大きく変動している。したがって、足下の法人税収の値に、特定の税収弾性値を用いて構造的税収の規模を算定することは、中期的な財政の持続可能性を検討する議論のベースとして、必ずしも適切とは言えない可能性がある³。

法人税の税収変動は様々な要因によって生じるが、結果として得られる税収弾性値がなぜ大きく変動してきたかについて、直近までの動向を含む分析は、必ずしも十分に行われていない。本稿では、1980年度以降の国の法人税の税収規模及び税収弾性値の変動に着目し、景気変動、経済の構造的な変化、税制変更といった要因について、それぞれの影響を定量的に特定化し、その上で、税収弾性値が不安定な動きを示す中で、現行の税制及び経済構造の下での構造的税収の水準としてどのような規模を想定することが適当かについて考察することとしたい。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、法人税収と税収弾性値の過去からの推移を概観する。第3節では、分析で用いる実際の法人税収（一般会計決算）のデータと会社標本調査のデータとの関係について整理する。第4節では、税制改正によって法人税収がどの程度の影響を受けてきたかについて、過去のデータに即して検証する。第5節と第6節では、法人税の課税ベースである「黒字法人所得」の過去の経済状況に応じた変動の要因について、非金融法人企業、金

¹ 本稿の内容は、筆者の所属する組織の見解を示すものではない。資料等の作成に当たっては、財務省財務総合政策研究所の森田茂伸氏にご協力をいただいた。

² 上田淳二（京都大学経済研究所准教授 ueda-junji@kier.kyoto-u.ac.jp）、石川大輔（財務省財務総合政策研究所研究官）、筒井忠（財務省財務総合政策研究所研究員）。

³ 本稿では議論しないが、GDPギャップの大きさの計測についても、様々な推計手法が提案されるとともに、足下で利用可能なデータのみに基づいてギャップの値を推計値が事後的に利用可能なデータに基づく推計値と比較して大きな誤差を伴うことが指摘されている。

融機関に分けてそれぞれ検証する。第7節では、過去のデータの分析を踏まえた構造的税収規模の水準に関する試算を行う。第8節では、結論と今後の課題を述べる。

2. 法人税収と税収弾性値

(1) 法人税収の名目 GDP 比の推移

1980年度以降の国の法人税収の決算額（一般会計の歳入決算額）とその対名目 GDP 比の動き（図1）を見ると、1986年度から1988年度にかけての景気拡大期に大きく上昇し、税収は1989年に19.0兆円、対名目 GDP 比は1988年に4.8%でピークをつけたが、その後のバブル崩壊に伴い、1989年度から1992年度にかけて急激に落ち込んだ。1993年度以降は、税収規模で10～15兆円、対名目 GDP 比で2～3%程度の範囲内で推移してきたが、近年の金融危機による景気の急速な悪化に伴い、2009年度及び2010年度の法人税収は、対名目 GDP 比で1%程度の水準にまで落ち込むことが見込まれている。

(2) 法人税の税収弾性値

税収弾性値の大きさについては、短期的な景気変動による影響を取り除いた「構造的財政収支」の規模や、ビルトインスタビライザーの大きさに対する関心、将来的な税収調達能力に対する関心から、先行研究において、様々な推計方法に基づき弾性値の大きさを「計測」する試みが行われてきた⁴。

実際のデータから、毎年度の法人税収の伸び率と名目 GDP 成長率の比をとって、機械的に税収弾性値の実績値を計算した結果が図2である。マイナスの値を示す年度もあれば、80といった極端に大きな値を示す年度もあるなど、税収弾性値の値は大きな幅で変動している。この変動には、一部、税制改正による影響も含まれることに留意が必要だが、後に見るように、税制改正要因を除いたとしても、近年の法人税収と名目 GDP の値との関係は相当不安定である。

日本においては、後で見ると、法人税率はほぼ単一と言って差し支えないため、税収弾性値が変動する要因は、法人税の課税ベースである民間法人の企業所得（黒字法人所得）が、GDPの変動よりも大幅に変動することにある。この変動の要因としては、GDPの変動に対して雇用者報酬の調整が緩やかであるため、労働分配率がGDPの変動と逆相関（順相関）し、資本分配率が大きく変動することが広く指摘されている⁵。また、林（1996）は、特に民間法人の分配所得（利子・配当等）の変動がGDPの変動よりも大きいことを指摘しており、鈴木（2006）は、近年の法人税収の変動要因として、特別損益の増減の影響が大きいことを指摘している。次節以降では、

⁴ 最近の代表的な推計事例として、平成17年度の年次経済財政報告（内閣府（2005））の付注1－8における構造的・循環的財政収支の推計が挙げられる。同推計では、実質法人所得の実質GDPに対する弾性値を回帰分析によって求める西崎・水田・足立（1998）の手法を用いて、法人税の税収弾性値が1.30とされている。

⁵ Van den Noord（2000）は、構造的財政収支を計測するため、OECD諸国について主要税目の税収弾性値の推計を行っており、その中で、法人課税の課税ベースについて、GDPから賃金（労働への分配）を差し引いたものと見なした上で、労働分配率が景気に連動してすることによって、法人課税の課税ベースがGDPよりも大きく変動すると整理している（北浦（2009）も同様）。但し、以下で述べるように、実際の法人税の課税ベースは、GDPから賃金を差し引いただけで得られるものではないため、その変動には、労働分配率の変動以外の要因も影響を与えることになる。

これらの先行研究の指摘を踏まえつつ、過去のGDPの変動と法人税収の変動との関係をより子細に分析することによって、過去の税収弾性値の動きに影響を与えてきた要因を定量的に考察する。

なお、前述のように、一般的に、構造的財政収支の計算に当たっては、税収弾性値について一定の値を想定し、GDPギャップの大きさとその税収弾性値の積をとることで税収の「循環的要因」を求め、それを現実の税収から加減することによって「構造的税収」を求めるとの手法がとられている。しかし、機械的計算で得られた税収弾性値が、時間を通じて大きく変化してきたことから明らかなように、法人税の構造的税収の水準を、時間を通じて単一の税収弾性値を想定して算出することには限界がある⁶。

例えば、内閣府（2009）では、法人税の税収弾性値として「1.30」という一定値を用いた構造的財政収支の計算結果が示されているが、GDPギャップの動きと一定の弾性値によって説明できる法人税収の変動を、同様の手法に基づいて計算すると、実際の税収変動のうちのごく一部に過ぎない（図3）。経済の変動に伴って大きく変動する税収規模を、GDPギャップがゼロの時に得られる構造的な税収規模と考えることにはやや無理があると考えられる。

本稿では、法人税の税収弾性値の値は、経済の状況に応じて時間を通じて大きく変化するとの考え方に立ち、何が「正しい」弾性値の大きさであるかとの観点からの議論は行わず、これまで税収弾性値を変化させてきた要因と、GDPギャップがゼロの状態の下でどの程度の水準の構造的税収が得られると考えられるかに着目することとしたい^{7 8}。

3. 法人税収のデータと会社標本調査のデータ

以下の分析では、1980年度以降の法人税収の実績（国の一般会計歳入）の経済状況との関係を主眼を置くが、課税ベースの動きや業種別の動向を分析する際には、国税庁の会社標本調査の業種別等のデータを適宜用いる必要がある。本節では、分析に先立ち、両者のデータの関係及び分析に当たってのデータの利用方法を整理する。

会社標本調査は、昭和26年分から毎年実施されており、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにすることを目的とした標本調査である。法人組織である企

⁶ 石（1976）では、税収弾性値を用いたビルトインスタビライザー効果の分析が行われているが、税収弾性値について、税制及び経済構造が同一であると考えられるごく短い期間において一定であると考えべきであり、長期間にわたって同一の税収弾性値を想定することは適当ではないとの考え方が述べられている。

⁷ 北浦（2009）でも指摘されているように、法人税はほぼ単一税率であるため、GDPギャップがゼロで経済が潜在的な成長経路にあり、かつ法人所得への分配が安定的である場合には、法人税の税収のGDPに対する弾性値は理論的には概ね1となる。「経済成長に伴って法人税の増収が期待される」のは、①GDPギャップが負（景気悪化）からゼロに戻る過程での構造的税収水準への回復、②GDPの潜在的な成長に対応した構造的税収水準そのものの増加（弾性値1）、③GDPギャップがゼロから正（景気の過熱）が生じた場合の構造的税収水準からの上ぶれ、の三つの要因によって生じる。足下での税収弾性値の大きさは、①の回復速度に大きく依存するが、その予測を高い精度で行うことは容易ではない。

⁸ 西崎・中川（2000）は、「実質民間法人企業所得の実質GDP弾性値」が時間を通じて変化することを認めた上で、税収弾性値を推計することを試みている。推計によって得られた法人課税の可変弾性値は、好景気時に小さく、不況期には大きくなるという特徴を持ち、GDPギャップと逆相関するとの結果となっている。

業の全体について、企業会計上の決算額ではなく、税務署に提出された法人税の確定申告書等の計数を対象としている。調査対象法人については、資本金階級別・業種別等に一定の抽出率で標本を抽出しており、平成 19 年度調査を例にとると、標本数は 51,942 社、全法人に対する平均抽出率は 2.0%、資本金 10 億円以上の会社は全数抽出となっている。

会社標本調査は、平成 18 年分調査まで、その年の 2 月から翌年 1 月までに終了した事業年度についての調査結果がまとめられ、18 年以降（18 年度分・19 年度分調査）は、その年の 4 月から翌年 3 月までに終了した事業年度についての調査結果がまとめられている。このため、以後の分析に当たっては、平成 17 年度までの各年度の所得・税額等として、会社標本調査の 1 年あとの調査結果の数値⁹を用いることとし、その年度の所得・税収等を大きく左右する 3 月決算企業の所得・税額等を当該年度の所得・税額等の分析に反映させることとする。平成 18 年度以降については、会社標本調査のそれぞれの年度分の調査結果を、そのまま各年度の所得・税額等に対応させる。

このようにして得られた会社標本調査における各年度の「法人税額」と、一般会計歳入の税収決算額とを比較したものが図 4 である。年度によって異なるが、会社標本調査の税額は、一般会計歳入の税収を概ね下回って推移している。

納付された法人税のうち、国の会計年度内の歳入とされるのは、当年度の 4 月から 3 月までに中間期末ないし事業年度末を迎える法人の支払う中間納付及び確定納付金額から、4 月から 3 月までに支払った還付金等の金額を控除した金額である¹⁰。したがって、還付金等が発生する場合には、中間納付に対して還付年度が遅れることによって、歳入計上額と各法人の法人税額とが乖離する可能性がある。また、平成 17 年度以前は、4 月から 1 月までに事業年度末を迎える法人について、法人税収と会社標本調査との間で計上年度のずれが生じており、両者の各年度のデータが一对一で対応しておらず、各年度の税収について高い精度で要因分析を行うことには限界がある。また、時間を通じて両者の乖離が存在することから、標本要因も考えられ、データの取扱いに当たって留意が必要となる。

以下の分析では、税額計算に当たっての平均税率や税額控除等の大きさ、業種ごとの税収等のデータについては会社標本調査のデータを用いることとしつつ、マクロの税収に対応した課税ベースである「黒字法人所得」等の金額については、一般会計歳入の税収の数値から逆算して求めることとする¹¹。

⁹ 例えば、平成 17 年度の税収の分析に当たっては、平成 18 年分の調査結果（平成 18 年 2 月～19 年 1 月に事業年度を終えた法人のデータ）を用いる。

¹⁰ 「国税収納金整理資金に関する法律」第 14 条第 1 項において、「財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、当該年度の初日から翌年度の五月三十一日までの期間内において資金に受け入れた国税収納金等（略）で当該年度に所属するものの額から当該年度において支払の決定をした過誤納金の還付金等（略）の額を控除した額を、当該年度の一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。」とされており、「国税収納金整理資金に関する法律施行令」第 3 条では、国税収納金資金への受入金の会計年度所属について、「当該国税の納税義務が成立した日（略）の属する年度」とされている。

¹¹ 内閣府の経済財政モデル（内閣府（2009））においても、税収の値から逆算して法人税の課税標準を算出し、その値と分配前企業所得との比を GDP ギャップに回帰させることによって税収の推計を行っている。

4. 法人税収の平均税率と税額控除額（税制改正要因）

本節では、課税ベースの分析に先立ち、税制の変化による要因による法人税収への影響を見ることとする。本節の分析は、会社標本調査の数値を用いて行う。

各法人の法人税額は、各事業年度の所得に、法人税率を乗じて得た金額（以下、「算出税額」と呼ぶ）から、さらに各種の税額控除等の金額を調整することによって計算される。但し、欠損法人（事業年度の所得がマイナスの赤字法人）については算出税額がゼロとなるため、マクロ的に見た法人税の課税ベースは、「利益計上法人（黒字法人）」が計上した所得の合計値となる。以下、本稿ではこれを「黒字法人所得」と呼ぶ。

名目 GDP と法人税収の関係を見る際には、まず、①名目 GDP と黒字法人所得の関係、②黒字法人所得と算出税額合計の関係（平均税率）、③算出税額合計と法人税額の関係（税額控除額等の大きさ）の三つに要因に分けることができる。

$$\frac{\text{法人税額}}{\text{名目 GDP}} = \frac{\text{黒字法人所得}}{\text{名目 GDP}} \times \frac{\text{算出税額合計}}{\text{黒字法人所得}} - \frac{\text{税額控除額等}}{\text{名目 GDP}} \quad (1)$$

本節では、これらの要因のうち、主に税制改正による影響を受ける②と③の要因に着目し、黒字法人所得と法人税収の関係が、平均税率、税額控除額等の大きさによってどの程度の影響を受けてきたを見る。

国税庁の「会社標本調査結果」のデータを用いて、1980 年度から、(a)黒字法人所得と算出税額の比率、(b)黒字法人所得と法人税額の比率、(c)法人税法上の法人税率（大企業）の推移を示したものが図5である。

(a)の動きは、概ね法人税率(c)の動きに連動している。両者の水準に差があるのは、中小法人等に対する軽減税率¹²が設けられているためであるが、現行の税率となった 1999 年度以降、マクロ的に見た算出税額の黒字法人所得に対する比率は、ほぼ 29.5%前後で安定的に推移しており、軽減税率の存在は、平均税率の大きさに対して大きな影響を与えていないことが分かる。

(a)と(b)の乖離は、算出税額と実際の法人税額の差であり、税額控除額等の大きさを示すものであるが、その大きさは必ずしも時系列で見ると安定しているわけではない。同じく「会社標本調査結果」のデータから、税額控除額等の金額のGDP比の推移を見たものが図6である。税額控除額等の中では、「所得税額の控除」による影響が最も大きい。この金額は、法人企業の受取利子・配当について、受取段階で（支払側によって）所得税が源泉徴収されている金額を示している。税収としては、所得税として計上される金額であるが、法人の利子・配当の受取りに伴って発生するものであり、法人税の課税ベースに対する課税であると考えることが適当であり、構造的税収の規模の分析に当たっては、これを含めた課税ベースの大きさを考察することとする¹³。2007 年度時点での所得税額の控除の大きさは、対名目GDP比で 0.36%の減収となっている。

¹² 資本金 1 億円以下の普通法人及び一般社団法人等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額と、公益法人等の所得金額に対しては、22%の税率が適用される（法人税法 66 条）。

¹³ 現実の法人税収の値との比較を行う際には、一定の前提に基づいて控除額を推計した値を差し引くこととする。

近年は、「海外税額控除」、「その他控除（試験研究費に係るもの）」の規模が増加している。このうち、政策的な減税である「その他控除」は、2003年度の税制改正によって導入された研究開発費に関する税額控除の影響によって増加している。2007年度において、所得税額の控除以外の要因による税額控除等の大きさは、対名目 GDP 比で 0.36%の減収となっている。

5. 民間非金融法人の課税ベース（黒字法人所得）について

次に、名目 GDP と黒字法人所得の関係について、過去のデータを踏まえた分析を詳細に行う。両者の関係を考える際には、分配面での構造変化や企業の資本政策等も考慮する必要があることから、それらの観点について性格が異なる非金融法人と金融法人を区別することとし、本節ではまず非金融法人についての分析を行う。

名目 GDP と民間非金融法人の黒字法人所得の関係については、定義的に以下の関係が成り立つ。

$$\frac{\text{黒字法人所得}}{\text{名目 GDP}} = \frac{\text{営業余剰}}{\text{名目 GDP}} \times \frac{\text{企業所得}}{\text{営業余剰}} \times \frac{\text{黒字法人所得}}{\text{企業所得}} \quad (2)$$

以下の分析で、「営業余剰」については、国民経済計算（以下「SNA」）における「営業余剰（純）」（固定資本減耗を差し引いたもの）の系列を用いる。これは、企業会計ベースの「営業利益」に概ね相当する。「企業所得」については、企業会計ベースの「経常利益」に相当するものとして、SNAの「分配前企業所得¹⁴」に「在庫品評価調整額」を加え、さらに支払利子について修正¹⁵を施した系列を用いる。営業余剰と企業所得は、いずれも赤字法人のマイナスの値と黒字法人のプラスの値は相殺されている。

「黒字法人所得」は、課税ベースとなる黒字法人の所得の合計値であり、企業会計ベースでの黒字法人の「(税引前) 当期純利益」に相当する。本稿の分析では、実際の税収に対応した課税ベースの水準を考察するため、一般会計の法人税収から、税額控除額等を加減し、金融・保険業の法人税額を除いた上で、前節で計算した平均税率の実績値で割り戻して得られる値の系列を用いる。

このように計算した黒字法人所得の名目 GDP 比の水準について、1980年度から2008年度までの推移を示したものが図7である。概ね GDP 比 7%~11%程度の間で推移しているが、さらにこれを(2)式の右辺の三つの要因に分解したものが図8である。

この間、第一項の「営業余剰の名目 GDP に対する比率」が傾向的に低下する一方で、第二項の「企業所得の営業余剰に対する比率」が傾向的に上昇している。また、第三項の「黒字法人所

¹⁴ SNA では、法人企業の企業所得について、「企業所得」=「営業余剰」+「財産所得の受取」-「財産所得の支払」と定義しており、財産所得の受取に配当等の分配所得の受取を含めないものを「分配前企業所得」と呼んでいる。

¹⁵ SNA の企業所得は、支払利子は発生主義に基づいて計上されているが、課税ベースとなる経常利益の計算に当たっては、実際の利子支払い額に基づく必要がある。そのため、SNA の適用金利（支払利子÷借入金・社債残高）を、法人企業統計から算出される金利（支払利子÷借入金・社債残高）に置き換えた支払利子の系列を作成することとしている。

得の企業所得に対する比率」は、同期間を通じて上昇と低下を繰り返しており、不安定な動きを示している。

同期間において、黒字法人所得の名目 GDP に対する弾性値（両者の毎年度の変化率の比）と、さらにそれを上記の三つの要因に分解した計算結果（図9）を見ると、年によってそれぞれの要因が大きく変動していることが分かる。それらの複合的な結果として、法人税の課税ベースである黒字法人所得が名目 GDP に対して不安定な動きを示し、税収弾性値が大きく変動している。以下では、それぞれの要因について、さらに詳細に分析を行う。

5-1. 営業余剰と名目 GDP の関係

—GDP の分配面の変化による影響の分析—

第一の要因である「営業余剰」と「名目 GDP」との関係は、GDP の分配面における循環的・構造的な変動を反映すると考えられる。

図9の第二列に、営業余剰の名目 GDP に対する弾性値（それぞれの対前年度変化率の比）を計算した結果が示されているが、1980年代に概ね0~2の範囲で推移していたものが、1990年代以降、変動幅が非常に大きくなっている。これは、近年において、名目 GDP の変動と営業余剰の変動とが乖離していることを示しており、このことが法人税の税収弾性値を不安定にする大きな要因となっていることが分かる。

実際に、名目 GDP の前年差（「限界」的な名目 GDP の増減分）の金額について、雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗、その他等の前年差に分解したものが図10である。1980年代においては、GDP の前年差増減額に占める雇用者報酬の前年差増減額の割合（限界的な労働分配率）と、営業余剰及び固定資本減耗の前年差増減額の割合（限界的な資本分配率）は概ね安定していたが、1990年代前半には、景気悪化の中で雇用者報酬の調整が遅れることで営業余剰の割合が急激に低下する動きや、景気拡大の中で雇用者報酬の増加が遅れることで営業余剰の割合が急激に上昇するといった動きも見られている。

他方で、この間の労働分配率の水準（分母に名目GDPをとって計算したもの¹⁶）の推移を見ると、結果的に、ほぼ横ばいで推移している（図11）。したがって、景気循環を通じて見れば、分配率の水準を安定化させる方向で雇用者報酬の調整が行われてきたと考えられるが、短期的には、景気の変動に対して雇用者報酬が粘着的にしか動かないことで、単年度の営業余剰のGDPに対する弾性値が、結果的に不安定な値を示してきたことが分かる。

他方で、再び図8を見ると、こうした循環的な変動とは別に、1980年後半から1990年代後半にかけて、民間非金融法人の営業余剰の対GDP比の水準自体が、約6%ポイント低下しており、構造的な変化が生じていることも窺われる。この間、先ほど見たように、労働分配率は長期的にほぼ横ばいであったことから、民間非金融法人の営業余剰割合減少に見合って増加し得るのは、①民間非金融法人の固定資本減耗、②他の部門における営業余剰・固定資本減耗のいずれか（ないしは両方）である。

そこで、まず民間非金融法人企業における固定資本減耗の対名目 GDP 比の推移を見ると（図

¹⁶ 労働分配率の計算方法としては、分母にGDPをとる方法と、固定資本減耗等を除いた国民所得をとる方法とがある。それぞれの意義については脇田（2005）を参照。

12)、1980年度から2008年度にかけて、約5%ポイント増加している。固定資本減耗の大きさは、概ね資本のストック量に連動することから、資本ストックの蓄積が進み、資本の量が過去と比較して相対的に豊富になる中で、資本収益率が傾向的に低下してきたことによって、GDPに占める営業余剰の割合が徐々に低下してきたと考えられる。

他方で、非金融法人企業以外の部門の営業余剰・固定資本減耗の動向を見ると(図13)、家計部門において、「持ち家」の営業余剰(総)(帰属家賃と固定資本減耗に相当)が傾向的に増加する一方、個人企業の混合所得が傾向的に低下しており、家計全体の割合はやや低下している。持ち家の帰属家賃は、住宅ストックのGDP比率の上昇や、住宅ストックの中での持ち家の占める比率の上昇に伴って上昇してきたと考えられ、広い意味で資本蓄積が進んできたことの効果と言える。また、個人企業の動向に関しては、高川・亀田(2008)で分析がなされており、高齢化と若年層による新規参入の乏しさ、規制緩和に伴う法人企業との競合の激化といった要因によって、経済全体に占める個人企業所得の割合が低下してきたとされている。

一般政府と対家計民間非営利団体¹⁷の固定資本減耗については、GDP比率が緩やかに増加しており、これらの部門における資本ストック(社会資本等)の増加を反映していると考えられる。

マクロ経済全体について一財モデルを想定し、その生産関数として資本分配率一定のコブ・ダグラス型を仮定し、資本の提供主体の一定割合が民間法人企業であると考えれば、GDPに対する「民間法人企業の営業余剰+固定資本減耗」は、定常状態においては、時間を通じて一定になることが想定される¹⁸。しかし、現実には、我が国の過去のデータを見ると、資本分配率の異なる多様な生産活動が行われ、付加価値の生産主体も、民間法人以外の割合が上昇していることは無視できない(図14)。そうした変化を背景に、法人税の課税ベースのGDPに占める割合は、過去30年間、構造的に低下してきたことに留意する必要がある。

将来に向けた法人税の課税ベースの大きさを展望する際にも、現時点の状況を出発点としつつ、将来における労働分配率、資本収益率の動向や、経済全体に占める民間法人企業の割合についての想定をどのように考えるかが重要となる。例えば、住宅資本の増加や、一般政府・非営利団体の生み出す付加価値の全体に占める割合が増加すれば、GDPに占める法人税の課税ベースの割合を相対的に小さなものにすると考えられる。

5-2. 企業所得と営業余剰の関係

—法人企業による支払利子の影響の分析—

第二の要因である「企業所得」と「営業余剰」の関係は、企業会計の営業利益と経常利益との関係に相当し、営業外損益の動きに影響を受ける。その変動の大部分は、税務上損金となり法人税の課税ベースには含まれない支払利子の金額の変動によると考えられるため、本節では、主に民間非金融法人企業から他部門への支払利子の大きさの変化について考えることとする。

マクロ的に、企業活動によって生み出された営業余剰は、主に利子と配当の支払いによって他

¹⁷ 非営利団体の代表的なものとしては、私立学校、宗教団体、政党、労働組合等がある。

¹⁸ 生産関数としてCES型を仮定した場合、資本分配率は一定にはならず、 Y/K に依存する。具体的には、労働と資本の代替の弾力性を σ とすると、資本分配率は $0 < \sigma < 1$ の場合は Y/K の増加関数、 $\sigma > 1$ の場合は Y/K の減少関数となる。 $\sigma = 1$ の場合はコブ・ダグラス型生産関数に帰着し、資本分配率は一定となる。詳細については、西崎・須合(2001)を参照。

の部門に配分され、残余は内部に留保（貯蓄）される。営業余剰の利子・配当・内部留保への分配構造が安定していれば、企業所得と営業余剰の比率（以下、「企業所得比率」と呼ぶ）は概ね一定の値になると考えられるが、図8を見ると、同比率の水準は大きく変化しており、1980～90年代の50～70%から、足下では100%に近い水準となっている。

図15は、企業所得と営業余剰のGDP比の動きを示しているが、この間、営業余剰のGDP比の水準が大きく低下する一方で、企業所得のGDP比の水準は、6～10%の範囲で変動しており、両者の差が縮まってきていることが分かる。背景には、1990年代後半以降、金利水準の低下によって、利子の支払いによる他部門（金融機関及び家計）への分配が減少してきたことがある。

以下では、法人企業統計のデータを用いて、非金融法人の営業余剰と企業所得の関係が変化してきた要因として、収益率、借入金利、自己資本比率の三つの要因による影響の大きさを検証する¹⁹。

民間非金融法人の総資産をA、実物資産をK、金融資産をF、実物資産の総資産に対する比率を α 、負債比率をe、実物資産の資本収益率をr、負債の借入金利をi（これは金融資産の収益率にも等しいと仮定する）とすると、営業余剰と企業所得はそれぞれ、

$$\begin{aligned} \text{営業余剰} &= rK + iF = r\alpha A + i(1-\alpha)A \\ &= [\alpha r + (1-\alpha)i]A \quad (2) \\ &= [\alpha(r-i) + i]A \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{企業所得} &= rK + iF - ieA \\ &= r\alpha A + i(1-\alpha)A - ieA \\ &= [\alpha r + (1-\alpha)i - ie]A \quad (3) \\ &= [\alpha(r-i) + (1-e)i]A \end{aligned}$$

と表される。両者の比率（企業所得比率）をとると、

$$\begin{aligned} \frac{\text{企業所得}}{\text{営業余剰}} &= \frac{\alpha(r-i) + (1-e)i}{\alpha(r-i) + i} \\ &= 1 - \frac{ie}{\alpha(r-i) + i} \end{aligned}$$

となり、借入金利iの水準、負債比率eの水準、資本収益率rと借入金利iの差の水準によって影響を受ける。

それぞれの要因の寄与の大きさを見るために、以下の展開を行う。

¹⁹ 営業余剰に対応するものとして、法人企業統計の「営業利益」、分配前企業所得に対応するものとして、法人企業統計の「経常利益」の値を用いる。

$$1 - \frac{\text{企業所得}}{\text{営業余剰}} = \frac{ie}{\alpha(r-i)+i}$$

$$d \log \left(1 - \frac{\text{企業所得}}{\text{営業余剰}} \right) = d \log i + d \log e - d \log [\alpha(r-i)+i] \quad (4)$$

図16は、(4)式の左辺（1から企業所得割合を差し引いたものの変化分）について、右辺の三つの項による寄与の大きさを見たものである。第一項は借入金利水準の影響（金利上昇で企業所得比率は低下）、第二項は負債比率の影響（負債比率上昇で企業所得比率は低下）、第三項は資本収益率と借入金利の差の影響（資本収益率が借入金利を上回って上昇すれば、企業所得比率は上昇）を示している。

第二項の負債比率（自己資本比率）の変化による影響は、期間を通じてそれほど大きなものではない。1980年代までは、借入金利の水準に大きな変化はなく、オイルショック等の大きな経済変動が生じた際に、実物資産の収益率と借入金利との動きに差が生じているが、景気循環を通じてそれらの差は解消され、企業所得比率は大きく変化しなかった。他方、1990年代に入ると、借入金利と実物資産収益率の安定的関係は崩れており、1990年に借入金利の水準が急上昇した後、バブル崩壊に伴い急低下し、1995年度以降は低金利が定着している。その結果、90年代前半においては、実物資産の収益率の低下は、金利の低下によってほぼ相殺されているが、90年代半ば以降になると、実物資産の収益率の変動が、直接的に企業所得比率の変動につながるようになっていく。

理論的には、金利の水準は、資本収益率の動向と並行して動くことになると考えられるが、短期的には、金利の水準は金融政策の影響を強く受ける。特に、2000年代に入ってから、金融緩和基調の継続によって、平均的に負債金利が実物資産の収益率を相当程度下回ってきた(図17)。その背景には、企業部門において、90年代以降の資産価格下落によるキャピタル・ロスによって毀損した自己資本を回復するために内部留保を厚くする行動が広範にとられており、低金利政策がそれを後押ししてきたことがある。そのような状況の下で、足下においては、企業所得比率の水準が相当高い水準にあり、結果的に、法人税の課税ベースが高い水準に押し上げられてきたと言える。

このような金利水準と資本収益率の水準の乖離は、長期的に継続することは考えにくく、今後の両者の関係如何によって、法人税の課税ベースが縮小することもあり得ることに留意が必要である。

これまでの分析を踏まえて、直近までの企業所得の動きをGDPギャップと借入金利の水準によって説明する回帰分析を行った結果が図18である。推計期間は、バブル崩壊後の1990年度以降であり、推計結果からは、GDPギャップの動きに連動して労働分配率の変動し、それによって企業の取り分が大きく変動するとともに、借入金利の水準に応じて企業所得の水準が変化してきた動きがとらえられている。

5-3. 黒字法人所得と企業所得の関係

次に、式(2)の第三の要因である「企業所得」と「黒字法人所得」との関係について考察する。それぞれの対 GDP 比の水準（図 19）を見ると、長期的には概ね似たような動きを示しているように見えるが、図 8 及び図 9 によれば、両者の比率（黒字法人所得÷企業所得）は 80%～130% の範囲で大きく変動しており、弾性値も安定していない。

黒字法人所得と企業所得が乖離する要因として、大きく三つが考えられる。一つ目は、課税ベースの所得と企業所得の間の概念の相違である。SNAの企業所得は、毎年度、国内で生み出されたフローの付加価値のうち企業部門の所得を集計したものである一方、黒字法人所得には、資産価格の変動による影響や、海外で生産された付加価値も含まれる。二つ目は、欠損法人の欠損額（以下、本稿では「赤字法人所得」と呼ぶ）の影響である。黒字法人所得は、マクロの企業所得から赤字法人所得を差し引いて得られるが、所得の分布が景気循環等に応じて変化し、赤字法人所得が不規則な動きを示せば、黒字法人所得と企業所得の関係も不規則になる。三つ目は、繰越欠損金の控除による影響である²⁰。

(a) 企業所得と黒字法人所得の概念の相違による影響

企業所得と黒字法人所得の相違の要因として、まず資産価格変動要因が考えられ、その大きさを示すものとして、法人企業統計の特別損益のデータを用いて分析する。特別損益（特別利益・特別損失）の規模の推移は、図 20 の通りである。

なお、会計上の「特別利益」「特別損失」の金額は、マクロ的な資産価格の変動をそのまま反映するわけではない。SNAのストック統計のデータから得られる民間非金融法人企業の実物資産及び金融資産の価格変動と、法人企業統計の「特別利益」「特別損失」の動きは相当異なっているが²¹、これはSNAストック統計データが全ての資産について時価評価を行っている一方、企業会計の下では固定資産（取得原価評価）など時価で評価されない資産が多く存在するためである。したがって、マクロ的な資産価格の変動が、課税ベースにどのような影響を与えるかは、各企業が資産価格の変動に対応してどのようなタイミングで利益や損失を「実現」するかについての考察も必要となる²²。

海外で生産された付加価値（海外支店で生じた利益）も、企業所得には含まれず、黒字法人所得には含まれる²³。その規模を正確に把握することは難しいが、以下では外国税額控除の金額を

²⁰ これらの要因のほかに、黒字法人所得は、年度内（4月～3月）に決算期末を迎えた企業の過去1年間の事業年度内の業績を示すものである一方、SNAの企業所得は進行年度の数値であるため、黒字法人所得の動きの方が若干遅れることも考えられる。

²¹ 法人企業統計データによれば、多額の特別損失が計上されているのは1999年度及び2001年度であるが、両年度において、SNAのストック統計データで見た資産価格は前年度比で上昇している。また、SNAデータでは、資産価格の下落は1990年度から始まっているが、90年代前半には、法人企業統計データで多額の特別損失は計上されていない。

²² 会計基準の変更などの制度改正の要因や、時価会計が適用される資産の割合等についての分析も必要と考えられる。

²³ ここでは、黒字法人所得は、税額控除等の前段階のものであり、居住者・内国法人については、全世界での所得が課税ベースとされ、算出税額が計算される。その上で、国外源泉所得について

一定の税率で割り戻した値を用いて分析する。各年度の外国税額控除額を、その年度の平均税率で除して得られた金額（国外源泉所得）を図20に示しているが、2000年代に入って徐々に増加していることが分かる。

(b) 赤字法人所得による影響

仮にマクロの企業所得がゼロであっても、赤字法人の欠損が100、利益計上法人の利益が100であれば、法人税の課税ベースは100となる。したがって、課税ベースである黒字法人所得の大きさは、個別企業の所得の分布（集計値が合計所得となる）を想定し、そのうち、所得が0以上の領域を積分したものとなる²⁴。

企業間の競争によって、企業の新陳代謝や業績の差が生じていれば、GDPギャップがゼロの状態であっても、赤字を計上する法人が一定程度存在すると考えられる。赤字法人所得のマクロの企業所得に対する比率が時間を通じて安定していれば、企業所得全体と黒字法人所得は概ね連動することが想定できるが、現実には、全体の企業所得が低下すれば赤字法人所得は増加すると考えられ（分布の平均値の効果）、また、経済のショックや景気変動が個別の企業に対して与える影響に偏りが大きい場合にも、赤字法人所得は増加すると考えられる（分布の分散の効果）ため、両者の比率は安定していない。

会社標本調査の赤字法人所得の対名目GDP比の推移（金融・保険業を除く）（図21）を見ても、赤字法人所得と企業所得は必ずしも並行には動いていない。なお、1990年代以降、大幅に増加した赤字法人所得のうち、金融保険業、建設業、不動産業の3業種による赤字が相当の割合を占めている。

(c) 繰越欠損金控除の影響

欠損金の繰越控除制度は、事業年度独立の原則の例外として、企業の資本維持を阻害しないために、欠損を計上した場合、計上年度の翌期以降7年以内の事業年度に欠損額の繰越を行い、税額計算上、損益を通算することを可能とするものである²⁵。

図22は、会社標本調査の繰越欠損金残高及び当期控除額のデータ（金融・保険業を除く）である。1990年代以降の赤字法人所得の増加が、その後の繰越欠損金の残高及び控除額の拡大につながっている。他方、近年は、赤字法人所得が減少傾向にあることや、繰越欠損金が期限切れを

は、外国税額控除が行われる。

²⁴ 赤字法人所得の影響を明示的に考慮した法人税の税収推計として、堀・鈴木・萱園（1998）がある。企業所得の名目GDP比（ $y_{cv}/gdpv$ ）と、赤字法人所得の黒字法人所得に対する比（ prl/prb ）の関係について、以下の指数関数（ a :定数）を想定し、マクロの企業所得の水準が低下した場合に赤字法人所得が増加する関係を定式化している。

$$\frac{prl}{prb} = a \frac{y_{cv}}{gdpv}$$

²⁵ 法人税法第57条。欠損金の繰越控除期間は、2004年の税制改正において、従来「5年」であったものが「7年」に延長されている。なお、7年間の繰越控除が適用されるのは、2001年4月1日以後に開始した事業年度で生じた欠損金額とされている（平成16年改正法附則13）。

迎えていること²⁶を背景に、残高及び控除額も減少に転じてきた。

ある年度に発生した赤字法人所得が、将来の控除額にどのように影響するかは、各企業の翌年度以降の黒字法人所得の大きさに依存するため、翌年度以降の黒字法人所得の水準及び分布に依存することとなる²⁷。したがって、控除額について精度の高い予測を行うことは難しいが、過去30年間において、ある年度に計上された赤字法人所得が、翌年度以降7年間にわたってどのように控除されてきたかについて、回帰分析を行った結果が図23である。平均的には、初年度に2割程度、7年の期限内に概ね半分近くが控除され、残りは期限切れとなるとの推計結果となっている²⁸。

(a)から(c)の各要因をまとめたものが図24である。黒字法人所得と企業所得との乖離は、概ねこれらの三つの要因によって説明される。式で表すと以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{黒字法人所得} &= \text{企業所得} \pm \text{特別損益} \cdot \text{海外要因} \\ &+ \text{赤字法人所得} - \text{繰越欠損金控除額} \quad (5) \end{aligned}$$

図24を見ると、1990年代の日本経済において生じた資産価格の下落は、特別損失の拡大によって課税ベースの圧縮をもたらしてきたが、その影響が不動産等の一部の業種に集中的に生じ、黒字の減少だけではなく多額の赤字計上をもたらしたため、結果として全体としての法人税の課税ベース（黒字法人所得）はさほど縮小しなかったことが分かる。マクロレベルでの（資産価格下落の影響を含めた）所得低下の影響が、一部業種の赤字の増加に偏って生じたため、企業の所得の散らばりが大きくなり、赤字法人所得が増大する効果が発生したと言える。

(5)式の関係を用いて、「赤字法人所得」を他の変数の差分として求めた上で、それを被説明変数とする回帰分析を行った結果が図25である。赤字法人所得の変動を定量化するため、平均の効果（企業所得が低下すると赤字所得が増加）、分散の効果（GDPギャップが両方向に変化すると赤字所得が増加）を説明変数としており、さらに特別損益要因を加えている。また、1990年度以前と以後で赤字法人所得の水準が大幅に異なるため、90年度以降のダミー変数を用いている。推計結果によれば、推計期間において、特別損失の発生は、企業の所得の分布のばらつきを増すことで赤字法人所得を増加させており、当年度の課税ベースを大きく押し下げる要因としては作用してこなかったこと（繰越欠損金の増加によって後年度の課税ベースを徐々に縮小する要因にはなってきたこと）が分かる。また、GDPギャップがゼロの場合の赤字法人所得の対GDP比は、企業所得の対GDP比が9%及び7%の場合、1990年度以降、それぞれ1.31%及び1.45%と計算される。

²⁶ 繰越欠損金は、期限内に欠損額と相殺できる黒字が生じなかった場合には、控除を行うことができない。したがって、過去の欠損額の累積額が、そのまま全て将来の課税ベースの減少額となるわけではない。会社標本調査の繰越欠損金の残高の推移から、期限切れ額を推計したものが図26である。

²⁷ 例えば、ある年度に生じた赤字法人所得額について、その金額以上の黒字額が翌年度に生じれば、翌年度に100%控除されることとなり、しばらく赤字が続いて7年後に初めて黒字になれば、7年後に100%控除されることとなる。

²⁸ 1990～2007年度の会社標本調査のデータを用いて、期限切れとなった繰越欠損金の金額（繰越欠損金前期残高－当期控除額＋当期赤字－繰越欠損金当期残高）の累計額を計算すると、同期間の赤字法人所得の累計額の概ね半分程度であった。

5-4. 民間非金融法人の課税ベースの動きについて

— 本節の議論の整理 —

本節で述べてきたように、民間非金融法人の課税ベースの動きには、①マクロ的な分配の構造的・循環的变化（雇用者報酬と営業余剰等の割合の変化）、②金利と資本収益率の関係、③資産価格・海外投資収益の要因、④経済変動による影響の偏りの度合い、⑤繰越欠損金控除の5つの要因が影響する。そして、特に1990年代以降、これらの要因の変化によって、税収や税収弾性値は毎年度大きく変動してきたが、注意すべき点は、これらの要因は、必ずしも法人税の税収調達能力について一方向にのみ作用してきたわけではないということである。

①の要因については、長期的な資本収益率の低下によって、課税ベースのGDPに占める割合が構造的に低下してきた一方で、循環的には、景気変動に応じた課税ベースの変動が大きく、特に景気の回復局面で課税ベースが一時的に大きく拡大することもあった。

②については、低金利政策の継続によって、足下で法人税の課税ベースが歴史的に見て相当高い水準にあり、また、1990年代半ば以降、資本収益率の変動に応じて金利が変化するという経路が働かないため、資本収益率の変動がダイレクトに法人税の課税ベースに影響を与えていることに留意が必要である。

③～⑤の要因は、合わせて考える必要があるが、1990年代以降のバブル崩壊は、建設業・不動産業・小売業といった特定のセクターの企業所得に偏って大きなショックをもたらしたものであったため、マクロ的なインパクトが大規模であった割には、各年度の法人税の課税ベースに与えた影響は限定的であったと言える。

2008年度以降の世界金融危機に端を発する世界経済の悪化は、法人税収の規模を大きく押し下げると見込まれている。これは、短期的に景気の悪化に伴って資本分配率が急低下したことが大きな要因であるが、経済全体に対して幅広いショックが与えられたことで、黒字法人所得の大きいセクターにも大きな影響が生じている一方で、支払利子の低下による企業所得の下支えというバッファーが作用しないことで、過去に例を見ない水準にまで法人税の課税ベースが急激に縮小しているためであると言える。

本節のまとめとして、非金融法人企業の課税ベースについて、循環的・一時的と考えられる要因を除いた大きさについて、これまでの分析に即して概算を行う。まず、営業余剰の名目GDPに占める割合は、過去10年間程度の平均値が概ね10%程度である。足下では7%程度にまで低下している。景気が急速に回復する局面では、一時的に10%を上回ることも考えられるが、将来的に資本収益率が大幅に高まることも期待しにくく、また、GDPに占める民間法人企業のウェイトの低下も想定され、長期的に10%の水準を上回ることは考えにくい。

営業余剰に対する企業所得の比率は、金利の動きに大きく影響される。足下では、営業余剰が急速に縮小しているため、企業所得比率は2006～2007年度の極めて高い水準から若干低下しているが、景気が回復し、かつ低金利政策が継続する間は、0.9程度の水準が続く可能性がある。但し、企業のバランスシート問題が解消し、企業部門で生み出された付加価値が他部門に分配される局面になれば、この水準は低下する可能性がある。推計式に基づく定量的な分析は後ほど行うが、ここではさし当たって、低金利政策が採られる1995年度以前も含めた長期（1980～2008

年度)の平均値である0.7程度の水準を想定することとする。

企業所得に対する黒字法人所得の関係については、長期的に考えると、企業の新陳代謝の要因によって、GDPギャップがゼロの場合の赤字法人所得(企業所得の分布による)が、企業所得のGDP比(9%ないし7%)に応じてGDP比で1.31~1.45%程度発生(図25)し、そのうち繰越欠損金控除によって事後的に課税ベースが半分程度縮小すると考えると、企業所得に加えて、対GDP比で0.7%程度の課税ベースへの上乗せが考えられる。

これらを合計すると、民間非金融法人の課税ベースの概算値は、低金利継続の下では $10\% \times 0.9 + 0.7\%$ でGDP比9.7%程度、バランスシート問題が解消する局面では、 $10\% \times 0.7 + 0.7\% = 7.7\%$ 程度と想定される。

6. 民間金融法人の課税ベースについて

本節では、民間金融法人の法人税の課税ベースと名目GDPの関係について分析を行う。金融機関は、我が国のSNAの体系の下では、それ自体が付加価値を生む産業であるとは位置づけられておらず、他部門からの利子・配当等の財産所得及び手数料等の経常移転を受け取り、家計等に利子・配当等を支払う主体とされている。

SNAでは、「企業所得」は「営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払」として定義されるが、その対名目GDP比の水準は、会社標本調査の「黒字法人所得」及び「合計所得」(黒字法人所得+欠損法人の調査所得)とは大きな乖離がある(図26)。

1980年代前半においては、いずれもGDP比で1~1.5%の範囲内で一致していたが、1980年代後半には、SNAの企業所得に比べて、税務上の課税ベースが大きく上昇している。他方、1990年代以降は、税務上の課税ベースの合計所得がSNAの企業所得を一貫して大きく下回っており、合計所得はしばしばマイナスの値をとっている。また、課税ベースである黒字法人所得の対名目GDP比は、概ね0.5%程度で推移している。以下では、マクロの企業所得と合計所得の乖離と、合計所得と黒字法人所得の乖離の要因に分けて検証を行った上で、構造的な黒字法人所得の水準について考察する。

① 企業所得と合計所得の関係

民間金融法人について、SNAの企業所得と税務会計の合計所得の乖離の要因は、フローの要因として、受取配当の益金不算入及び手数料収入等の経常移転の影響と、ストックの要因として資産価格変動と不良債権償却による影響が考えられる。まず、フローの要因を調整したマクロの「修正後企業所得」の系列を作成²⁹し、会社標本調査から作成した税務会計ベースの「合計所得」と比較する(図27)。両者の間には、依然として大きな乖離が観察される。

ストックの要因のうち、不良債権償却要因については、SNAのストックデータから、毎年の直接償却額及び個別貸倒引当金への繰入額の合計額をとることができる。この金額は、不良債権の

²⁹ 民間金融機関の「企業所得」として、SNAの「財産所得受取」から「財産所得支払(法人企業の分配所得を除く)」を差し引き、その他の経常移転(純)を加えた上で、子会社からの配当に相当する受取配当益金不算入額(会社標本調査のデータ)を差し引いた金額を算出している。

処理額の大きさを示しているが、税務会計とは処理の時点の認識が異なる可能性があり、毎年度の損金計上額とは必ずしも一致しないと考えられる。

不良債権処理が本格的に開始された 1994 年以降について、フローの「企業所得」と「合計所得」の差分の大きさと、不良債権処理額の大きさについて、各年度の数値と 1994 年以降の累積額をとったものが、図 27 である。フローの差分と、不良債権処理額とは必ずしも一致した動きを示しておらず、1998～99 年は不良債権処理額の方が大きくなっており、2000 年代に入ると逆の動きを示している。2007 年までの累計額の大きさは、差分の累積額が 150 兆円程度、不良債権処理額の累積額が 120 兆円程度であり、差分の大きさの相当部分は、不良債権処理額によって説明できる。それによって説明し切れない部分については、金融機関自らが保有する（貸付債権以外の）資産価値の下落による影響が考えられる。

② 合計所得と黒字法人所得の関係

民間金融法人の合計所得と黒字法人所得の乖離の要因としては、赤字法人所得要因と、繰越欠損金当期控除額の影響が考えられ、図 28 にそれぞれの大きさを示している。1995 年度から 98 年度、2001 年度から 2003 年度にかけて、GDP 比で 1%程度の赤字法人所得が計上され、その影響によって多額の繰越欠損金が積み上がり、2003 年度以降、GDP 比で 0.5%程度の規模で、繰越欠損金の控除によって課税ベースが縮小している。

不良債権処理額が、単年度ではかなり小さくなってきていることを反映して、2006 年度以降、金融機関の毎年度の欠損額は小さくなってきている。繰越欠損金の金額が減少すれば、合計所得の動きと黒字法人所得（課税ベース）の動きが概ね連動していた 1980 年代の状況に戻ることが期待される。

③ 民間金融法人の構造的税収の水準の見通し

民間金融法人の課税ベースの大きさは、足下では、名目 GDP 比 2%程度のフローの修正後企業所得に対して、不良債権償却によって 1%程度課税ベースが縮小しており、黒字法人所得の規模は GDP 比 1%程度となっている。

今後の見通しについて、高い精度での推計を行うことは難しいが、仮にバランスシート問題が解消し、不良債権償却がなくなる局面では、低金利政策の継続が必要なくなることから、フローの修正後企業所得は、現在よりも小さくなると考えられる。課税ベースの大きさとしては、バブルの影響を受ける前の 1980 年代前半の課税ベースが GDP 比 1～1.5%程度であったことと、近年、金融機関の競争条件が変化していることを考えると、GDP 比 1%程度の課税ベースの大きさが想定される。

7. 法人税の構造的な税収調達能力について

本節では、これまでの分析を踏まえ、現行の税制の下で、経済全体の規模に照らして、法人税の構造的な税収調達能力がどの程度の水準と考えられるかを考察する。

第5節の分析では、民間非金融法人の課税ベースは、概算でGDP比9.7%~7.7%程度と想定され、第6節の分析からは、民間金融法人の課税ベースはGDP比1%程度と想定された。これらを合計したGDP比10.7%~8.7%の課税ベースに対して、第4節で得られた29.5%の平均税率を乗じると、GDP比3.16%~2.57%が、法人税の構造的税収規模（税額控除等前、国外源泉所得を課税ベースとして含まない）と計算される。

税額控除等による減収額として、2003~2007年度の所得税控除額、試験研究費の税額控除等の金額の対GDP比の平均値である0.39%を差し引いた構造的税収規模は、GDP比2.77%~2.18%となる。

以上は概算であるが、第5節の分析で得られた推計式の結果を用いて、過去においてGDPギャップの値がゼロで推移してきた場合の仮想的な法人税の税収水準の規模を「構造的税収」、それを実際の税収から差し引いた金額を「循環的税収」として計算した推計結果を図29に示している。具体的な推計は、以下の手順で行った。

- ① 仮想的にGDPギャップをゼロとおいた場合の各年度の企業所得を、図18の推計式から計算した上で、特別損益、国外源泉所得の金額を加減する³⁰。（その際、借入金利の水準について、ベースラインシナリオ（実際の借入金利）と代替シナリオ（1995年度以降の借入金利を一定）の二通りを想定する。）
- ② 仮想的に、GDPギャップをゼロとおいた場合の各年度の赤字法人所得を、図25の推計式から計算する。
- ③ 前年度以前の赤字法人所得の推計値（②で得られた値）と、図23の推計式から、繰越欠損金当期控除額の系列を作成する。
- ④ ①の企業所得に、②の赤字法人所得を加え、③の繰越欠損金当期控除額を差し引いて、黒字法人所得を得る。
- ⑤ ④の黒字法人所得に、実際の「平均税率」の系列を掛け合わせて、「税額控除等」（所得税等の控除を含む）及び金融機関からの税収を加減する³¹。

推計の結果、2010年度の構造的税収の規模は、足下の金利水準の下では対GDP比2.43%、1995年度の金利水準の下では2.08%となっている。この推計では、1990年代以降の大規模な特別損失の計上による繰越欠損金控除の影響についても構造的税収の減少に含めており、前述の概算よりもやや小さな値となっている。

そこで、1990年代において大規模な特別損失が計上されなかった場合³²についての試算を別途行った結果が図30である。現行の税制の下で、1995年度の金利水準の下で、大規模な特別損失

³⁰ 特別損益は、2008年度まで、法人企業統計の実績値を用いる（2009年度以降は2008年度と同額と仮定）。国外源泉所得は、2007年度まで、会社標本調査から得られる外国税額控除の金額を平均税率で除した金額を用い、2008年度以降は、2003~2007年度の5年間の税収に対する比率を用いて延伸する。

³¹ 平均税率、税額控除額等、金融機関からの税収は、2007年度までは、会社標本調査から得られる実績値を用いている。2008年度以降は、平均税率、金融機関からの税収、所得税控除は2007年度と同じ値を用い、その他の税額控除等は2007年度の税収に対する比率を用いて2008年度以降に延伸する。

³² 特別損益（特別利益－特別損失）の値を、仮想的にゼロとして推計を行う。

発生による繰越欠損金控除を考慮しない場合の構造的税収規模は、2.39%と推計される。

このように得られた構造的税収の水準と比較すると、2006～2007年度における対GDP比2.9%という法人税収の水準は、景気回復局面において、一時的に法人企業への分配率が高かったこと等を反映して、構造的な税収調達能力を上回る水準にあったと考えられる。他方で、2009～2010年度において想定されている法人税収の対GDP比1.1～1.3%という水準は、構造的な税収調達能力をかなり下回る水準にある。

8. 結論及び今後の課題

近年、法人税の税収水準及び税収弾性値は、雇用者報酬の粘着的な動き、資本収益率と比較した金利の粘着的な動き、資産価格の変動等の経済のショックとその影響の偏り等の要因によって、毎年度大きく変動してきた。これまで見てきたように、それぞれの要因の影響の大きさは時間を通じて大きく変化するため、一定の税収弾性値の大きさを前提として、各時点の税収水準から、構造的な税収規模を推定する手法には無理があると考えられる。

また、財政の持続可能性を考える際にも、現行の税制の下での構造的な税収調達能力についての冷静な判断が不可欠である。これまで述べてきたように、法人税収の水準や税収弾性値は、短期的に大きく変動し、その動きを正確に予測することは困難である一方、中長期的な税収調達能力は、大きくは労働分配率及び資本分配率の動向、資本収益率と金利の動向、赤字法人所得の動向によって決定される。したがって、将来に向けた一定のシナリオを想定し、その下で得られる構造的な税収調達能力を算出した上で、長期的にはその水準の税収を見込んだ財政運営を考えていくことが考えられる。

本稿の推計では、現行の税制及び経済構造の下で、金利の正常化と大規模な特別損失による繰越欠損金の影響消失を考慮した場合、法人税の構造的税収規模は、対名目GDP比2.4%程度と試算された。また、現在の低い金利水準の下で、過去の大規模な特別損失の影響を考慮した場合の構造的税収の水準も、概ね同程度であるとの推計結果が得られた。

但し、景気の変動によって、2006～2007年度のように一時的に大きく税収が上振れることも、2009～2010年度のように一時的に大きく下振れることもあり得るほか、大規模な特別損失が発生すれば、繰越欠損金の控除を通じて、試算された構造的税収の規模を下回る税収水準が続くことにも留意する必要がある。

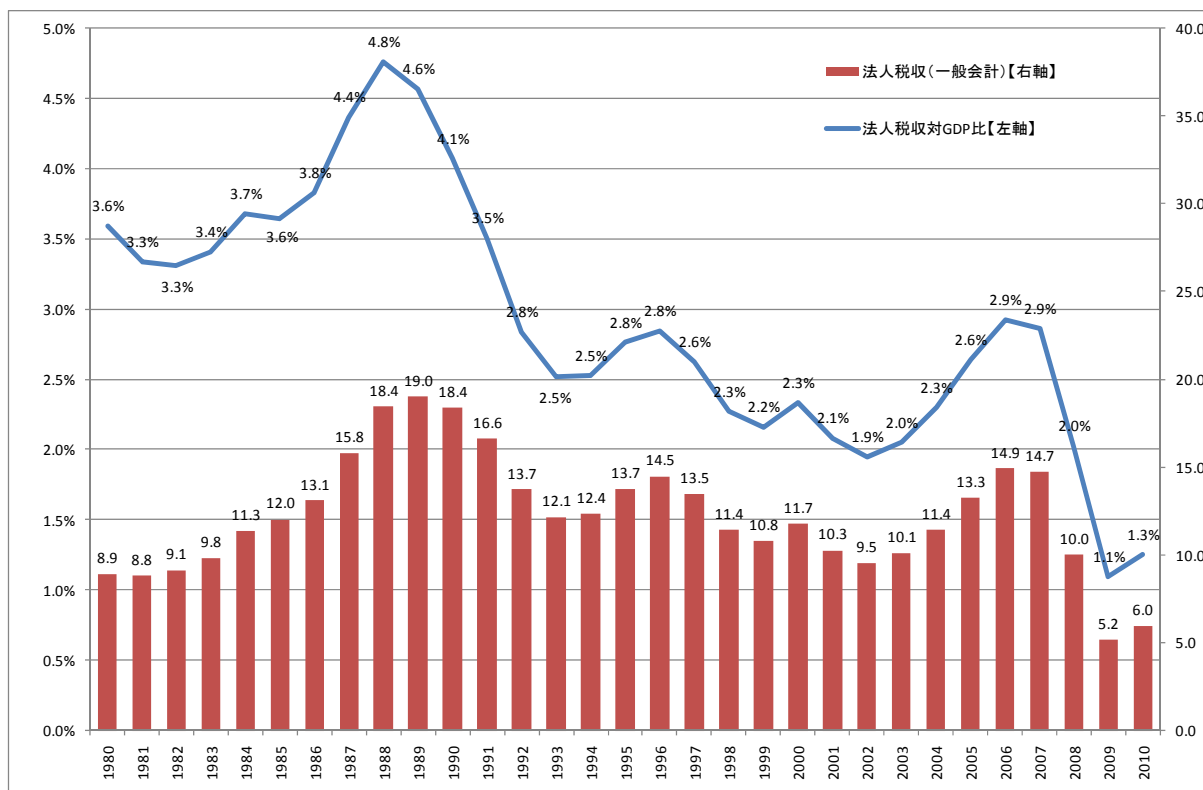
税収が足下の状況から短期的にどのように変動するかについては、本稿では議論していない。短期変動について精度の高い推計を行うことにはおのずから限界があるが、GDPギャップと金利の動向を内生化したマクロ計量モデルの中で構造的税収の水準を求め、そこに戻る速度について、特別損益等の要因をコントロールすることによって一定のシミュレーションを行うことは可能と考えられる。また、将来の構造的税収規模について、長期的な経済の生産・分配の構造について、様々な考え方に基づく代替的なシナリオに基づく展望を行うことも考えられる。さらに、第6節で行った金融機関からの税収については、詳細なデータを用いたより精緻な分析が可能であろう。これらの課題については、今後の検討課題としたい。

(以上)

文献目録

- Van den Noord (2000) “The Size and Role of Automatic Fiscal Stabilizers in The 1990s and Beyond”, Economics Department Working Papers No. 230, OECD
- 石弘光(1976)「財政構造の安定効果—ビルトインスタビライザーの分析」, 勁草書房
- 北浦修敏(2009)「マクロ経済のシミュレーション分析 財政再建と持続的成長の研究」, 京都大学
学術出版会
- 鈴木準(2006)「法人税収はいつそう増えると見てよいのか」, 大和総研, Current Issue on Fiscal
Policy(83)
- 内閣府(2005)「年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告)」, 2005年7月,
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-00000pdf.html>, 2010年2月10日ダウンロード
- 内閣府(2009)「年次経済財政報告(経済財政担当大臣報告)」, 2009年7月,
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09p00000.html>, 2010年2月10日ダウンロード
- 内閣府(2009)「経済財政モデル(2008年度版)」, 2009年3月,
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome.html>, 2010年2月10日ダウンロード
- 高川泉・亀田制作(2008)「わが国における個人企業の動向とその背景」(日本銀行レビューシリーズ), 日本銀行調査統計局
- 西崎健司・中川裕希子(2000)「わが国における構造的財政収支の推計について」, 日本銀行調査統計局
working paper00-16
- 西崎健司・須合智広(2001)「わが国における労働分配率についての一考察」, 日本銀行調査統計局
working paper01-8
- 西崎文平・水田豊・足立直己(1998)「財政収支指標の作り方・使い方」, 『エコノミック・リサーチ』No.4, 経済企画庁経済研究所
- 林宜嗣(1996)「景気変動と法人税」, 『総合税制研究』No.4
- 堀雅博・鈴木晋・萱園理(1998)「短期日本経済マクロ計量モデルの構造とマクロ経済政策の効果」,
『経済分析』第157号(1998年10月), 経済企画庁経済研究所
- 脇田成(2005)「労働市場の失われた10年:労働分配率とオースクン法則」, 『フィナンシャルレビュー』
2005年8月号, 財務省財務総合政策研究所

(図1) 一般会計の法人税収の金額と名目 GDP 比の推移



(注) 2008年度までは決算、2009年度は第2次補正予算、2010年度は当初予算

(出所) 内閣府「国民経済計算」、財務省「財政金融統計月報」

(図2) 法人税収と名目 GDP の伸び率と税収弾性値の推移

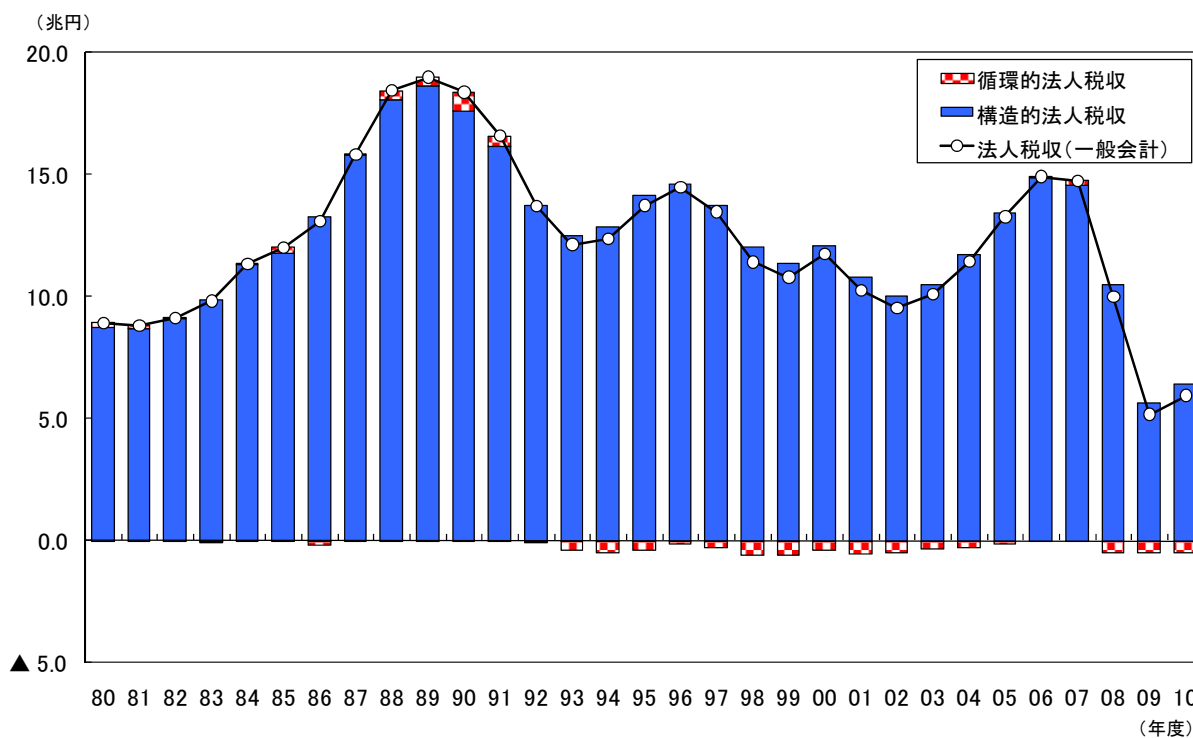
	法人税収		名目GDP	税収弾性値
		伸び率	伸び率	
1971	2,556		-	-
1972	2,992	17.05%	16.39%	1.04
1973	4,518	50.99%	20.97%	2.43
1974	5,816	28.73%	18.62%	1.54
1975	4,128	-29.03%	10.05%	-2.89
1976	4,792	16.09%	12.43%	1.29
1977	5,566	16.16%	10.98%	1.47
1978	7,913	42.16%	9.74%	4.33
1979	7,386	-6.66%	7.97%	-0.84
1980	8,923	20.81%	9.02%	2.31
1981	8,823	-1.12%	6.55%	-0.17
1982	9,135	3.54%	4.35%	0.81
1983	9,825	7.55%	4.57%	1.65
1984	11,340	15.43%	6.74%	2.29
1985	12,021	6.00%	7.19%	0.83
1986	13,091	8.90%	3.59%	2.48
1987	15,811	20.78%	5.85%	3.55
1988	18,438	16.62%	7.01%	2.37
1989	18,993	3.01%	7.27%	0.41
1990	18,384	-3.21%	8.61%	-0.37
1991	16,595	-9.73%	4.85%	-2.00
1992	13,714	-17.36%	2.04%	-8.52
1993	12,138	-11.49%	-0.13%	85.69
1994	12,363	1.86%	1.40%	1.32
1995	13,735	11.10%	1.71%	6.50
1996	14,483	5.45%	2.28%	2.39
1997	13,475	-6.96%	0.89%	-7.84
1998	11,423	-15.23%	-2.00%	7.60
1999	10,795	-5.50%	-0.75%	7.32
2000	11,747	8.82%	0.92%	9.63
2001	10,258	-12.68%	-2.08%	6.10
2002	9,523	-7.16%	-0.76%	9.38
2003	10,115	6.21%	0.79%	7.86
2004	11,444	13.13%	0.96%	13.67
2005	13,274	15.99%	0.94%	16.97
2006	14,918	12.39%	1.54%	8.06
2007	14,744	11.08%	0.97%	-1.20
2008	10,011	-32.90%	-4.16%	7.91

(注) 名目 GDP の伸び率は、1980 年度までは 68SNA、1981 年度以降は 93SNA の数値。

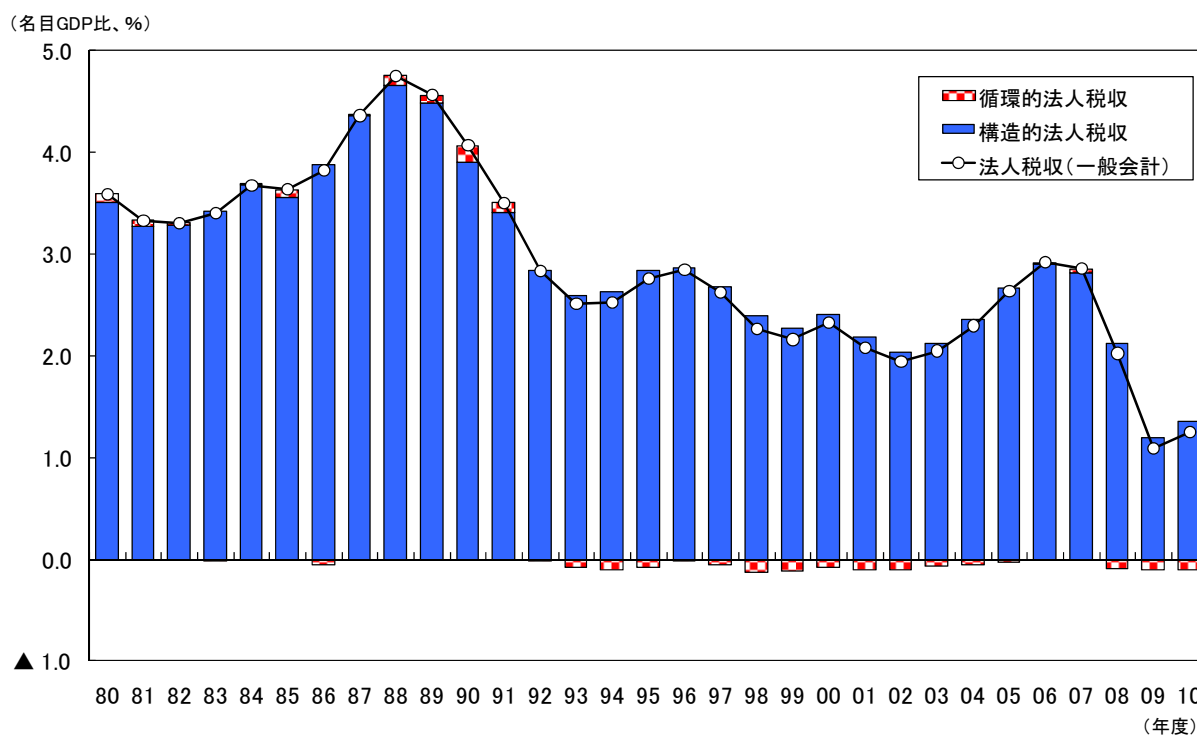
(出所) 内閣府「国民経済計算」、財務省「財政金融統計月報」

(図3) 税収弾性値「1.30」を用いた法人税の循環的税収と構造的税収

【実額】



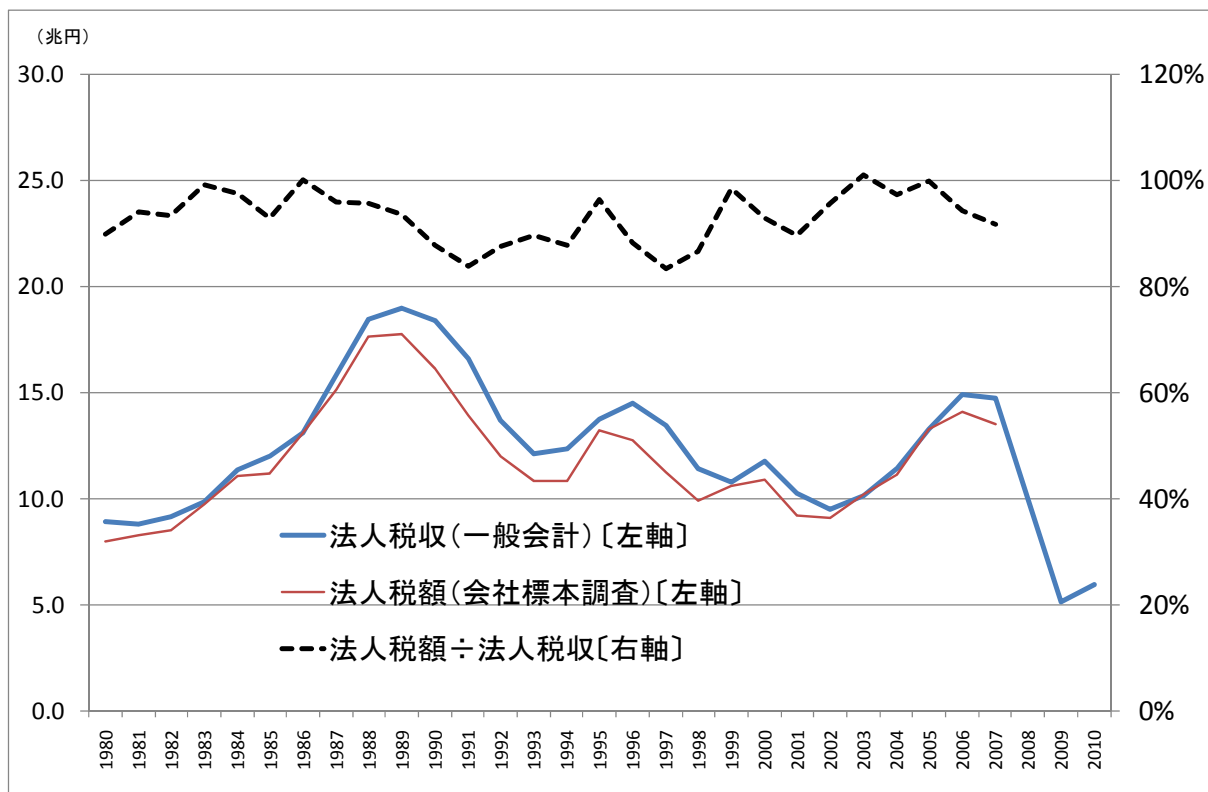
【名目 GDP 比】



(注) 2008年度までは決算、2009年度は補正後予算、2010年度は予算

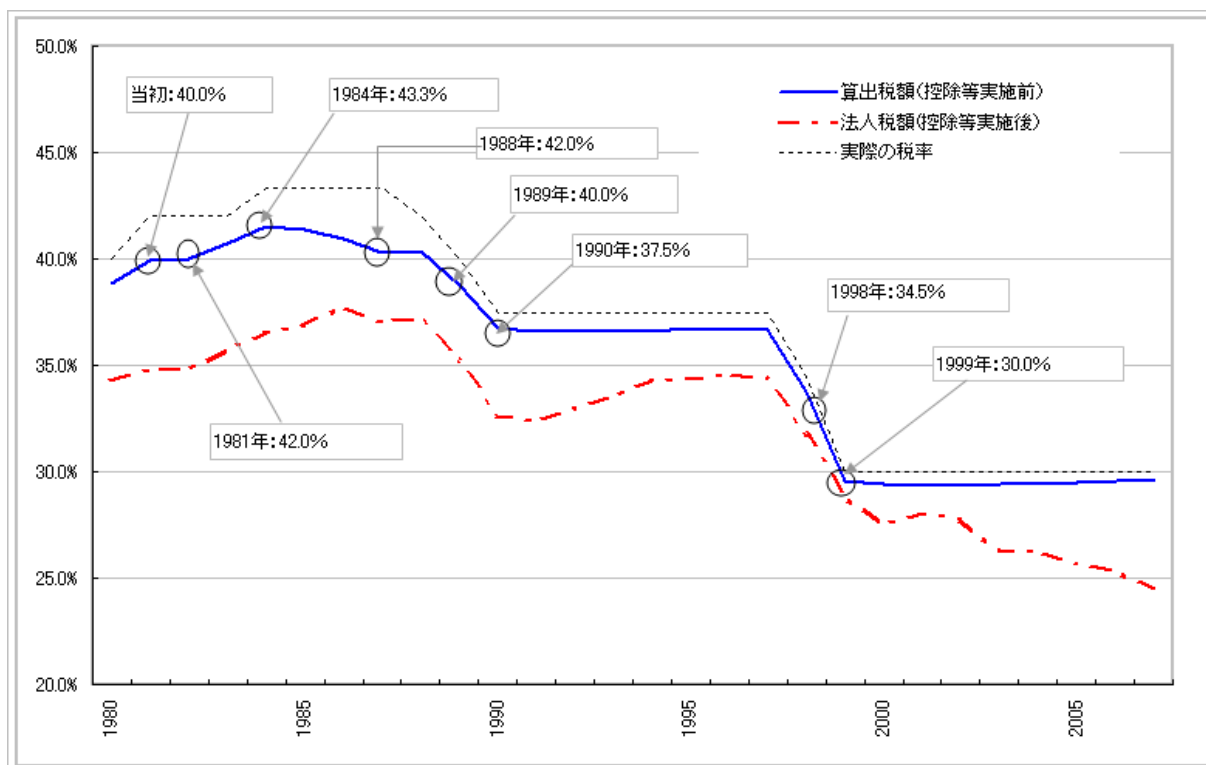
(出所) 財務省「財政金融統計月報」等

(図4) 一般会計の法人税収と会社標本調査の法人税額の推移



(出所) 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「会社標本調査」

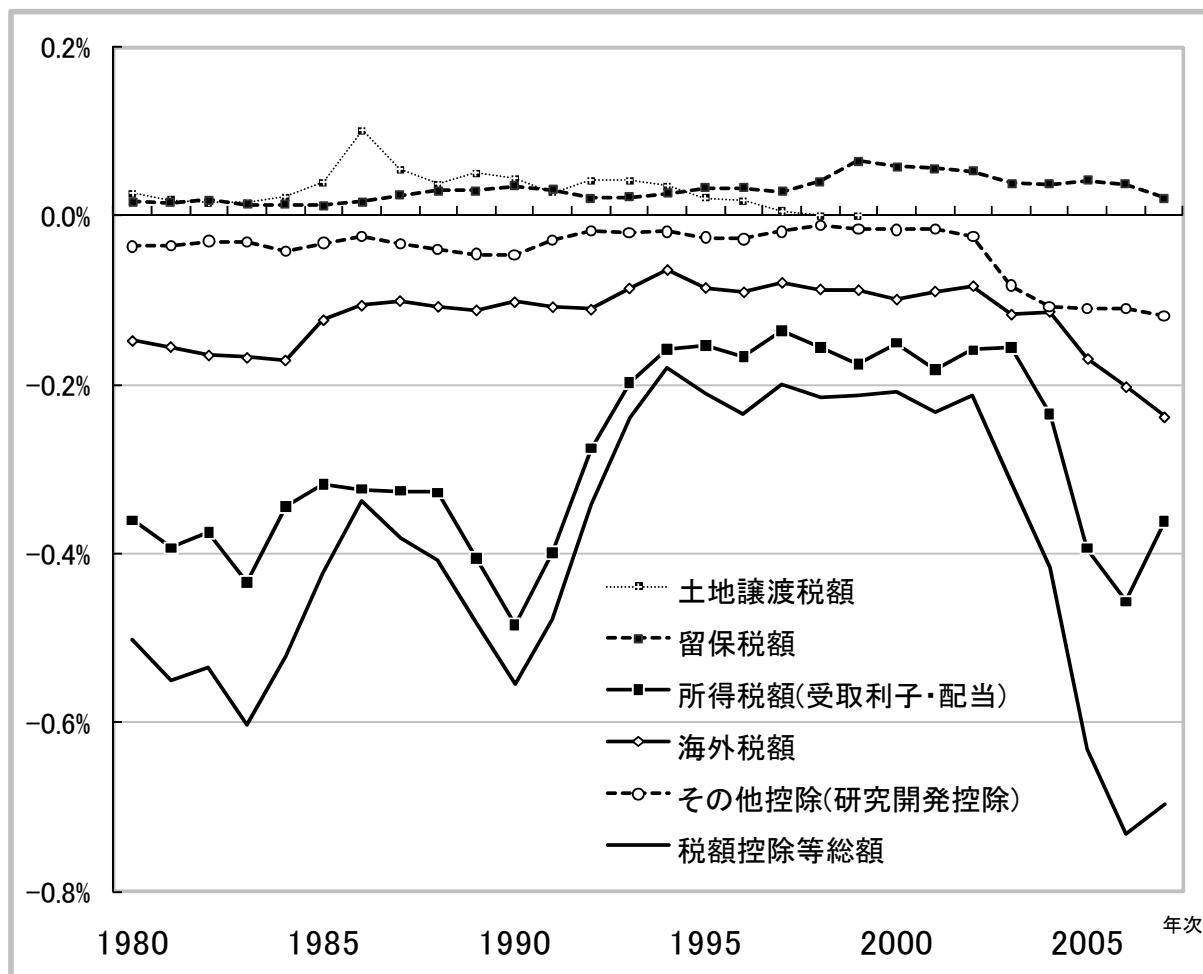
(図5) 「法人税率」と実際の税額と所得の比率の比較



(出所) 国税庁「会社標本調査」等

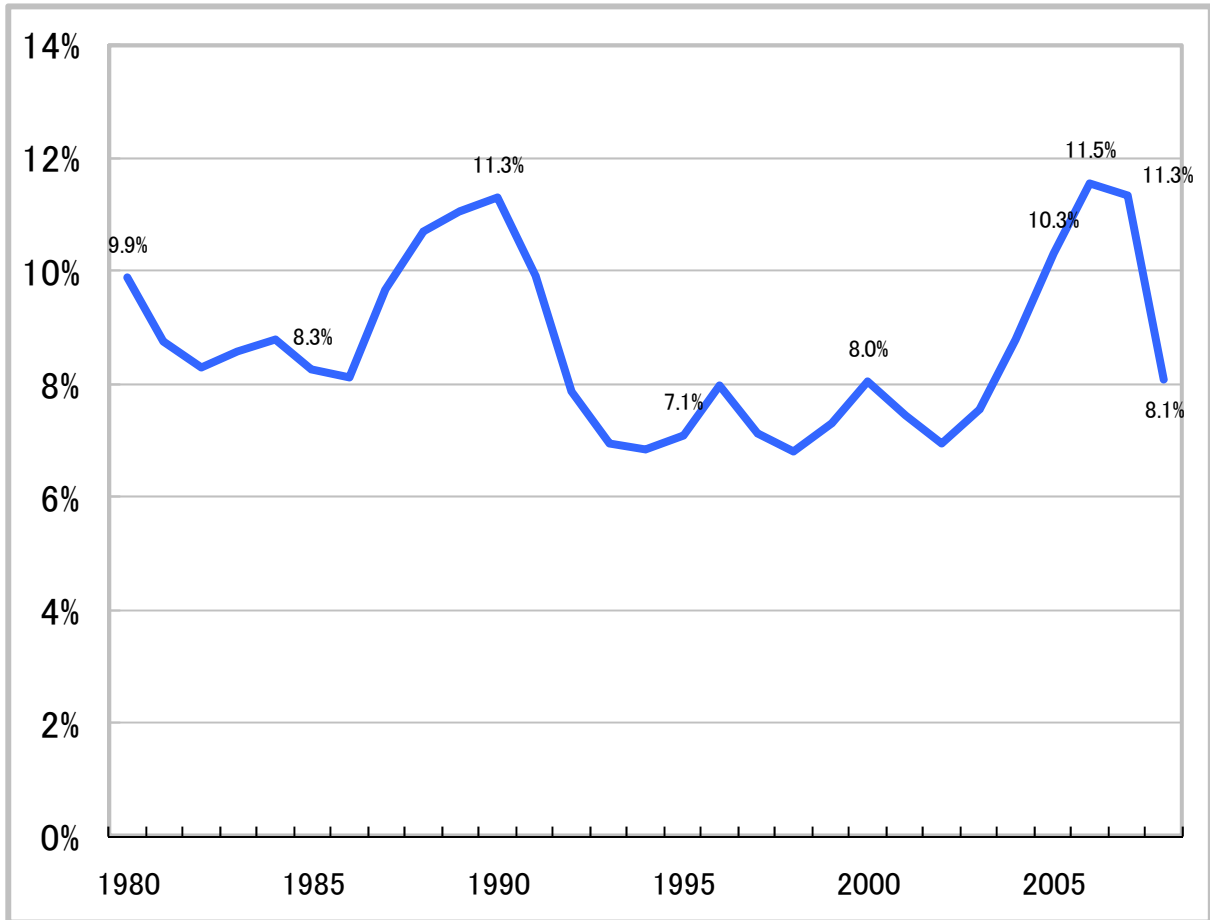
＜法人税率改正の動き＞	
当初	35%
1952年	42.0%
1955年	40.0%
1958年	38.0%
1965年	37.0%
1966年	35.0%
1970年	36.75% (所得税減税に伴う税源確保)
1974年	40.0% (所得税の大幅減税に伴う財源確保)
1981年	42.0% (財政再建のため)
1984年	43.3% (所得税減税に伴う財源確保)
1988年	42.0% (暫定税率の期限切れ)
1989年	40.0% (抜本改正経過税率、消費税導入)
1990年	37.5% (抜本改正本則税率、消費税導入)
1998年	34.5%
1999年以降	30.0%

(図6) 税額控除等の規模の推移 (対 GDP 比)



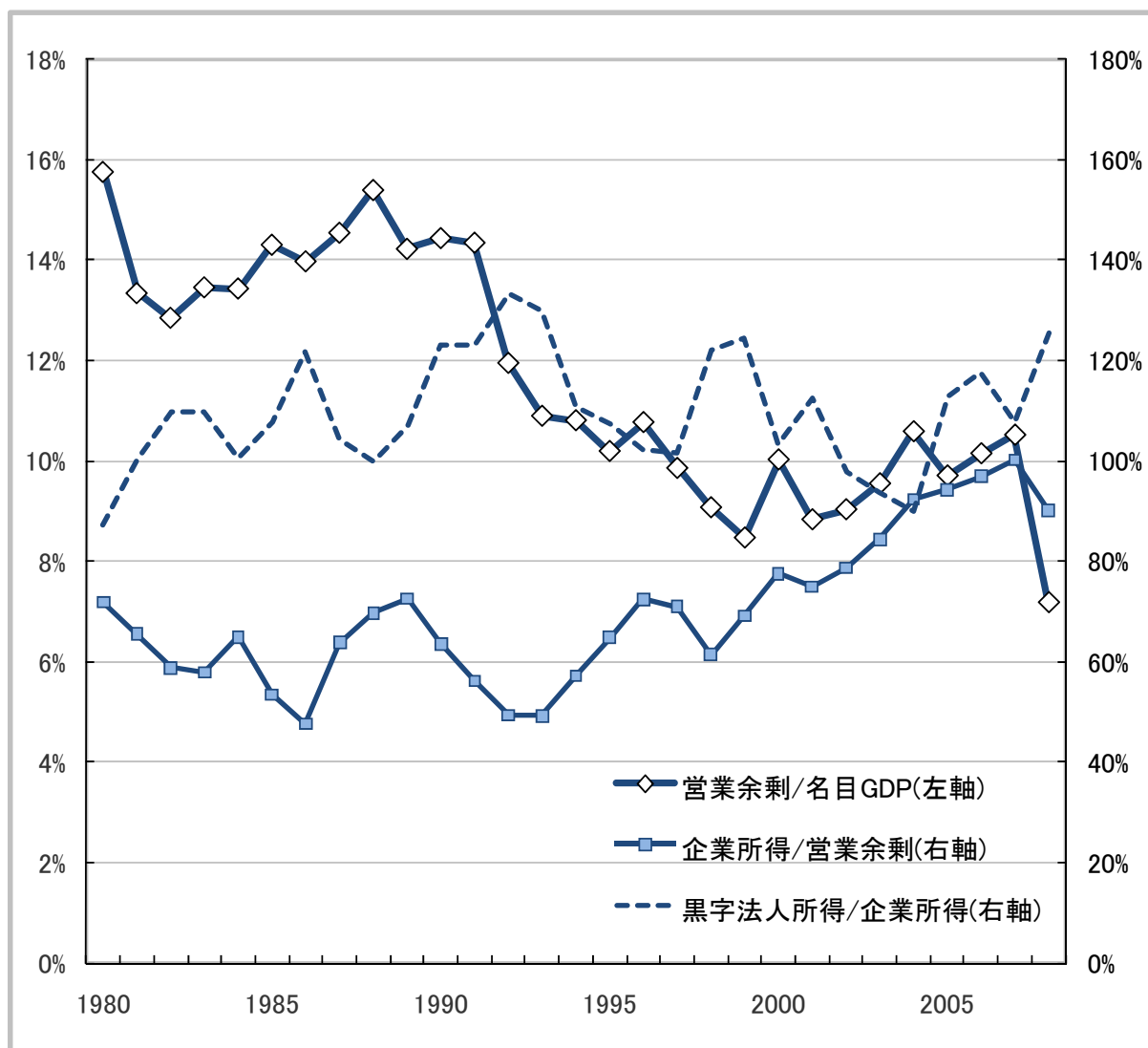
(出所) 国税庁「会社標本調査」

(図7) 民間非金融法人の黒字法人所得(課税ベース)の名目GDP比の推移



(出所) 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「会社標本調査」を用いて筆者が作成

(図8) 民間非金融法人の黒字法人所得 GDP 比の分解 (営業余剰・企業所得)



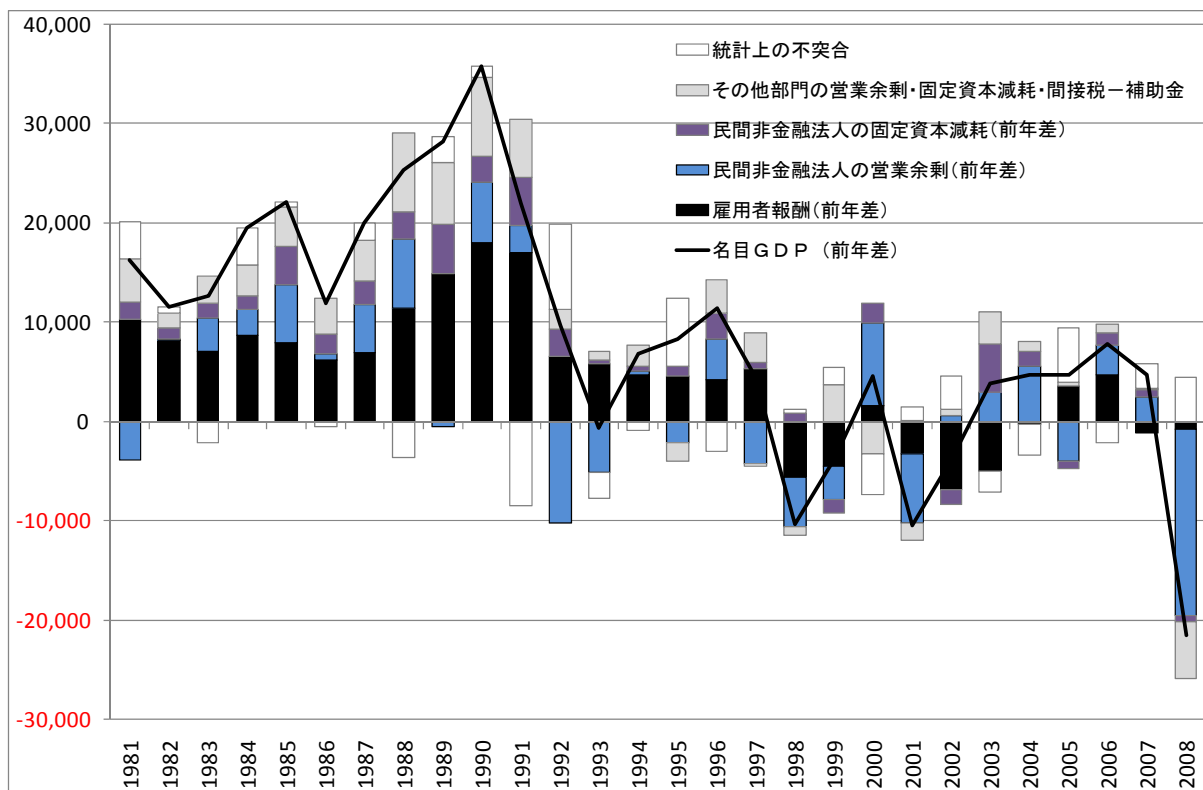
(出所) 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて筆者が作成

(図9) 黒字法人所得(課税ベース)のGDP弾性値の要因分解

	黒字法人所得 ÷名目GDP	営業余剰 ÷名目GDP	企業所得 ÷営業余剰	黒字法人所得 ÷企業所得
1981	-0.86	-1.50	1.75	0.33
1982	-0.21	0.12	-12.73	0.14
1983	1.71	2.09	1.51	0.54
1984	1.40	0.97	1.16	1.24
1985	0.10	1.97	1.49	0.04
1986	0.52	0.34	1.05	1.48
1987	4.49	1.74	0.96	2.71
1988	2.62	1.89	0.78	1.77
1989	1.47	-0.12	15.69	-0.75
1990	1.27	1.19	-0.71	-1.51
1991	-1.60	0.87	-0.80	2.32
1992	-9.38	-7.37	1.26	1.01
1993	86.94	66.82	1.16	1.12
1994	-0.20	0.42	4.71	-0.10
1995	3.18	-2.38	-2.05	0.65
1996	6.66	3.54	4.33	0.44
1997	-11.43	-8.66	0.85	1.55
1998	3.19	4.90	0.51	1.28
1999	-8.50	9.79	0.67	-1.31
2000	12.38	21.27	1.87	0.31
2001	4.50	6.61	0.88	0.78
2002	9.72	-1.93	3.72	-1.35
2003	11.97	8.32	1.62	0.89
2004	18.28	12.43	1.24	1.19
2005	19.75	-7.93	0.59	-4.25
2006	8.89	4.01	1.28	1.73
2007	-0.89	5.05	1.56	-0.11
2008	7.60	8.32	1.03	0.88

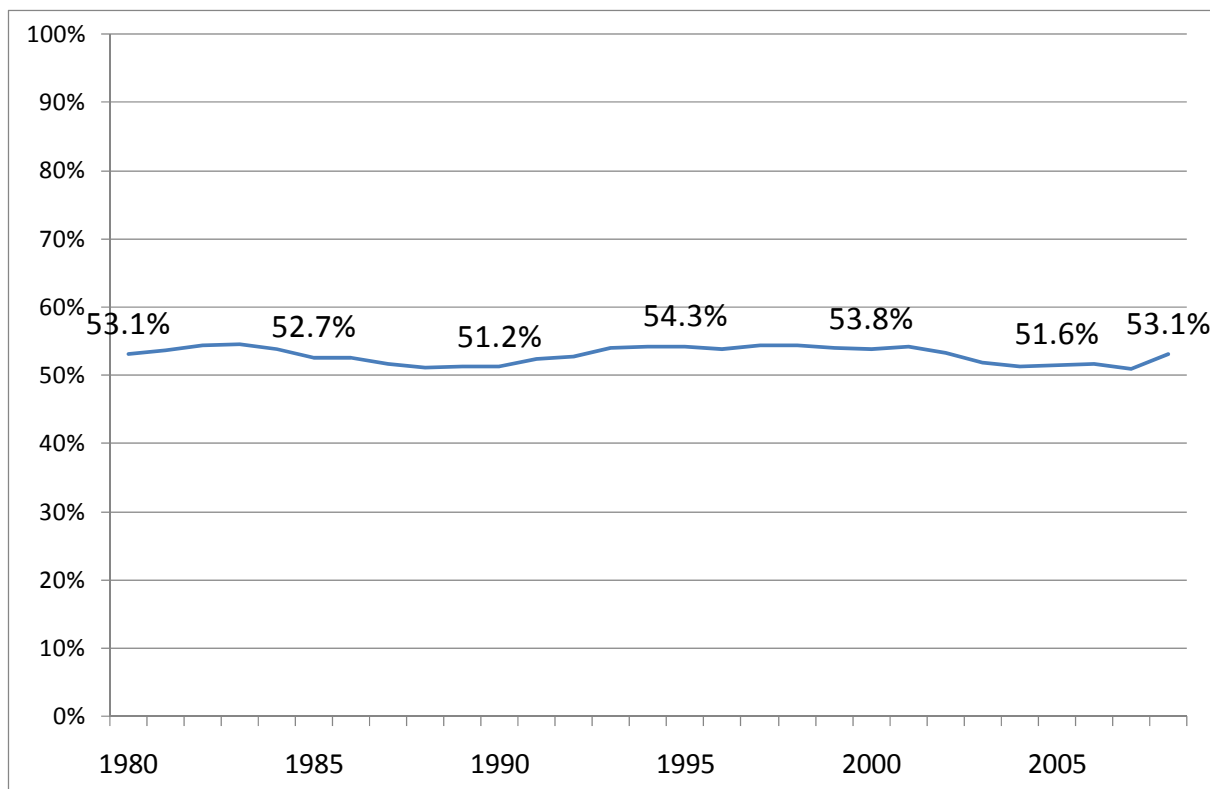
(出所) 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて筆者が作成

(図 1 0) GDP の変化額 (前年差) の内訳 (分配面各項目の前年差) の推移



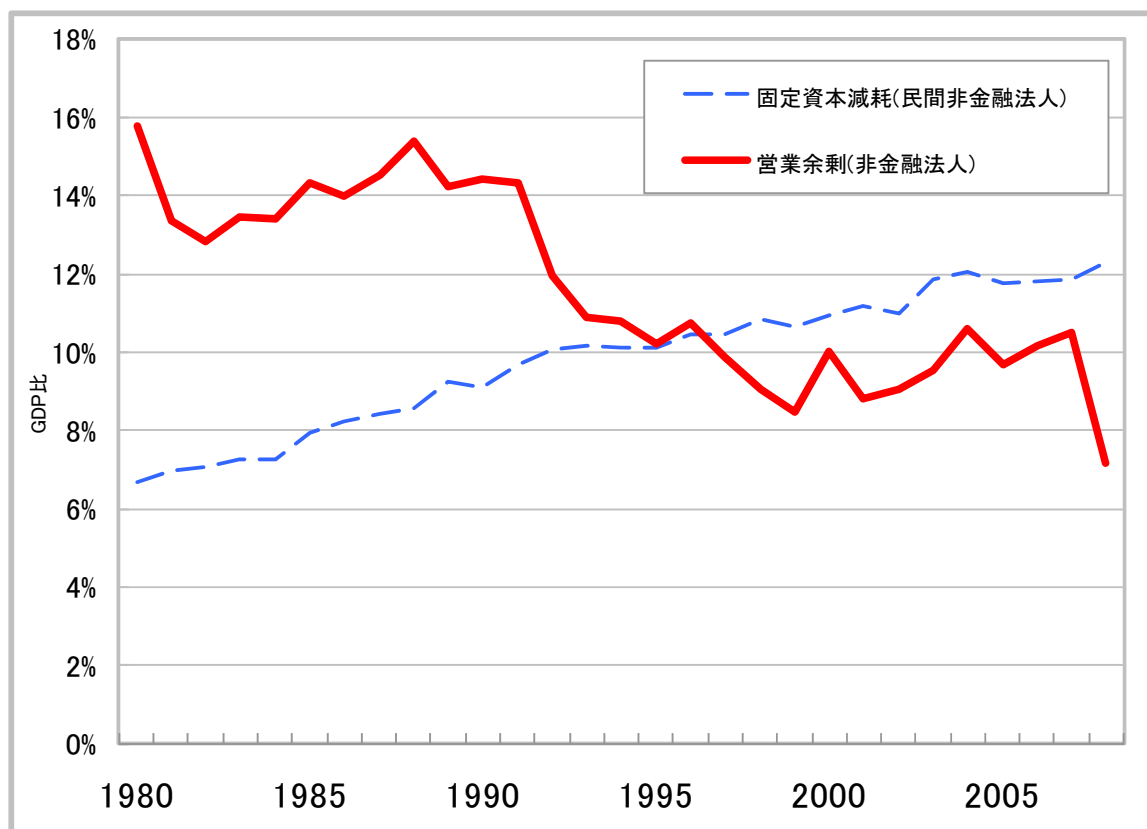
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 1) 労働分配率 (雇用者報酬 ÷ 名目 GDP) の推移



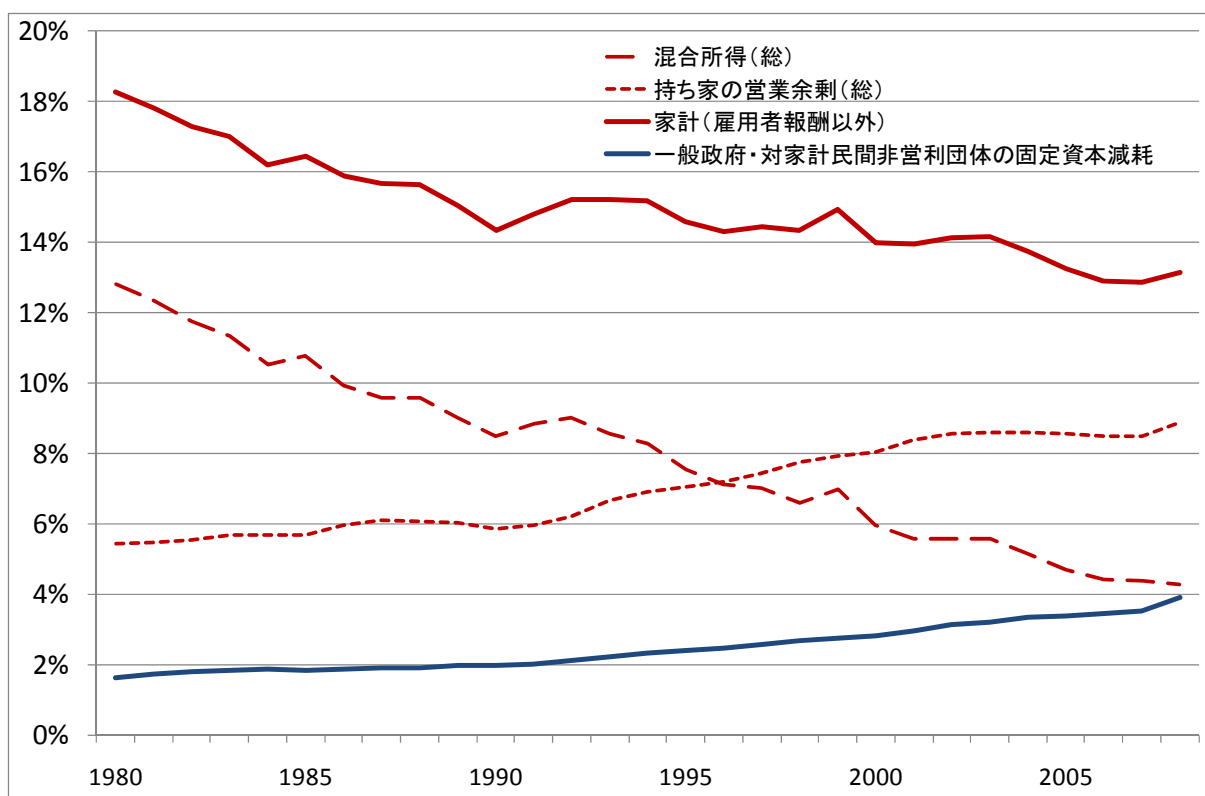
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 2) 各部門の固定資本減耗 (対名目 GDP 比) の推移



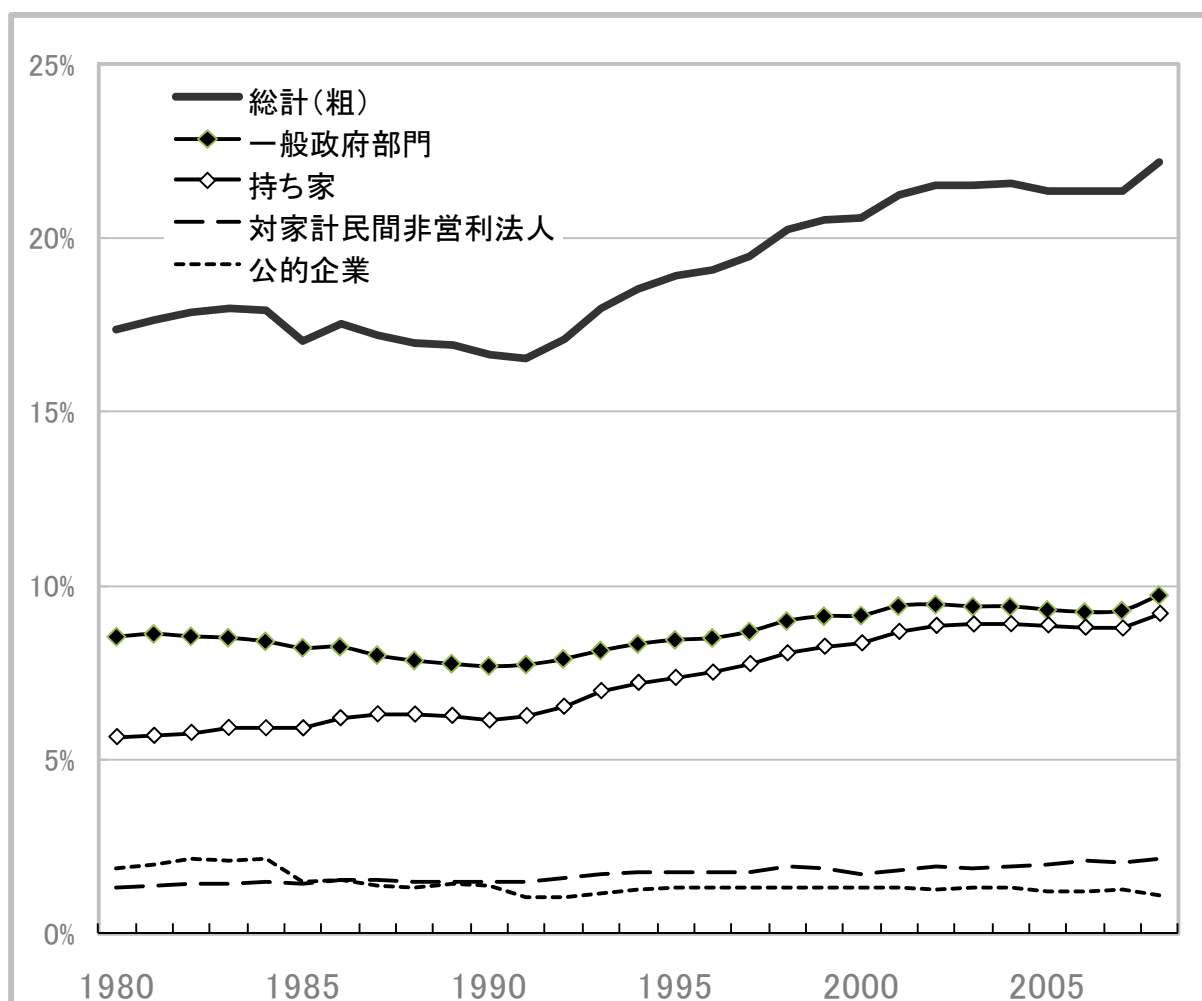
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 3) 家計・一般政府等の営業余剰と固定資本減耗 (対名目 GDP 比) の推移



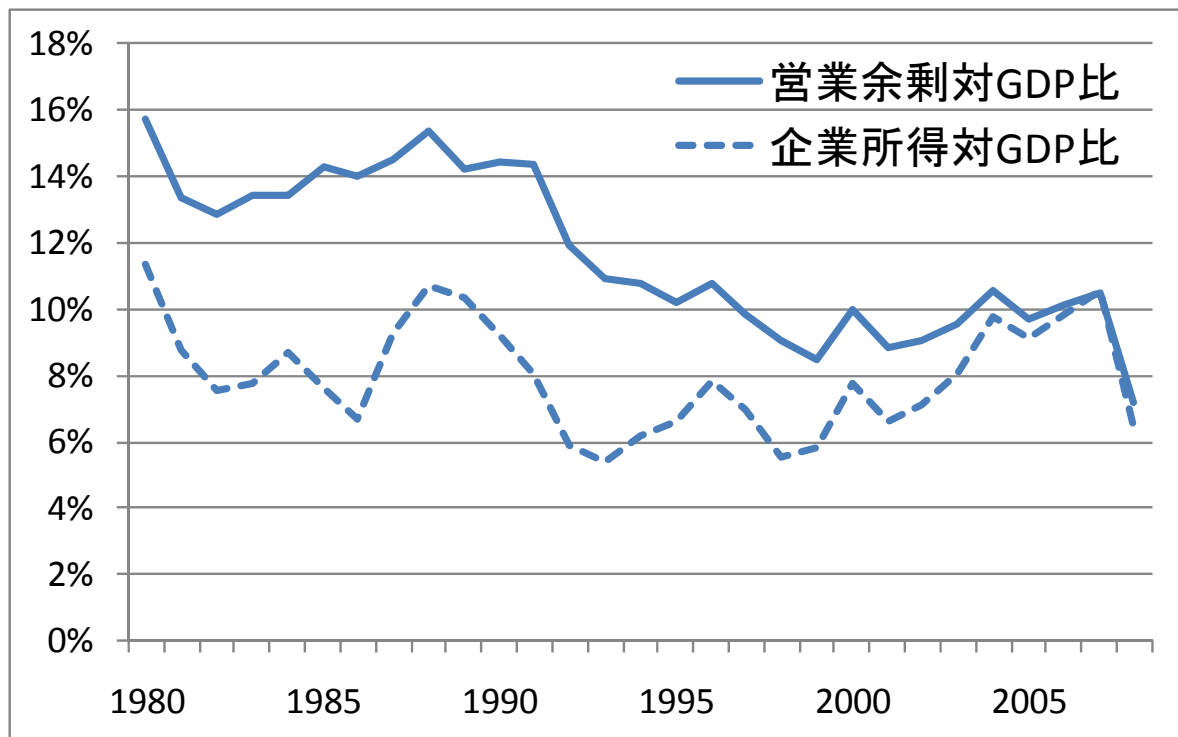
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 4) 家計・民間法人企業以外の制度部門の付加価値 (対名目 GDP 比) の推移



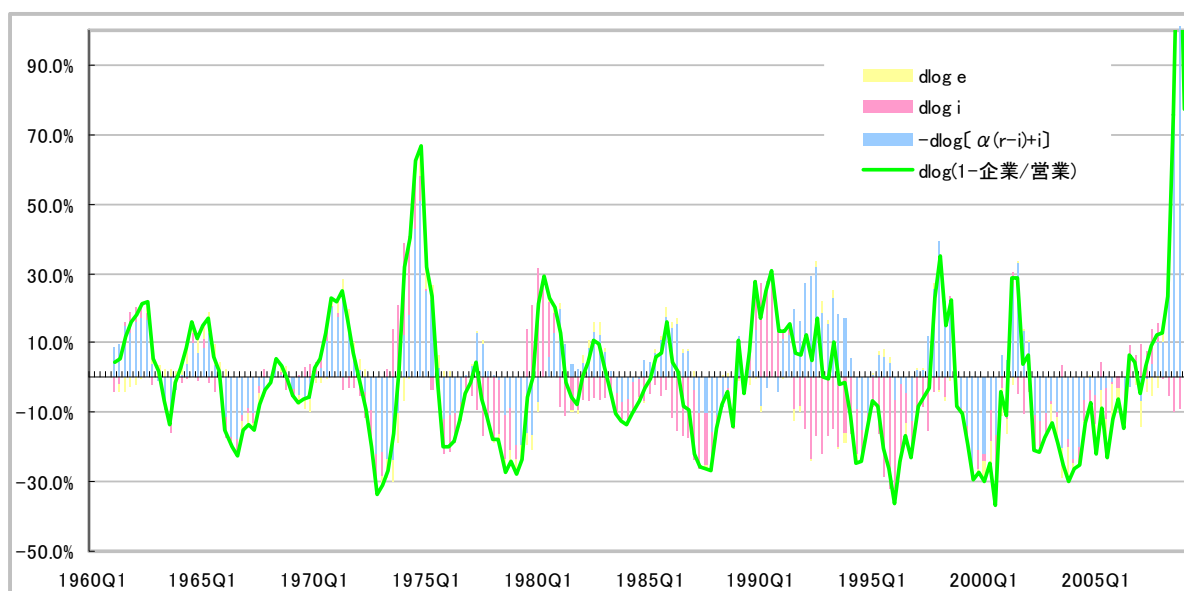
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 5) 営業余剰と企業所得の対名目 GDP 比の推移



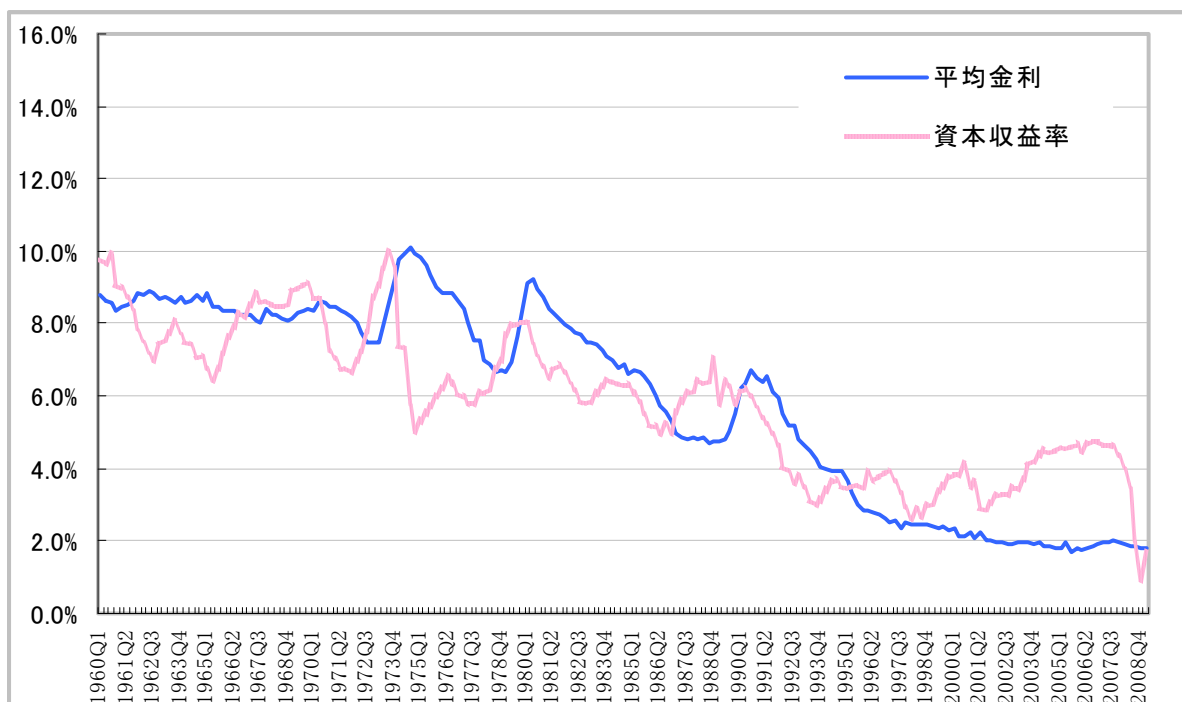
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(図 1 6) 営業余剰と企業所得の比率の変動要因の分解



(出所) 財務省「法人企業統計」

(図 1 7) 資本収益率と金利の関係の推移



(出所) 財務省「法人企業統計」

$$\begin{aligned} \text{○(平均金利)} &= (\text{支払利息}) / (\text{長短期借入金} + \text{社債} + \text{受取手形割引料}) \\ \text{○(資本収益率)} &= (\text{営業利益}) / (\text{事業用資産}) \\ &= (\text{営業利益}) / [(\text{総資産}) - (\text{金融資産})] \\ &= (\text{営業利益}) / [(\text{総資産}) - (\text{現金・預金} + \text{株式} + \text{公社債} + \text{その他の有価証券})] \end{aligned}$$

(図 1 8) 企業所得の回帰分析の結果

Dependent Variable: LOG(SNA_INCOME_ADJ/NDPV)

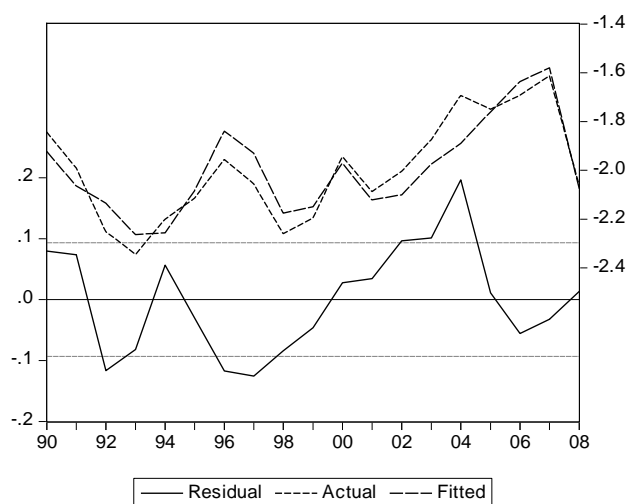
Method: Least Squares

Sample: 1990 2008

Included observations: 19

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
GAP	10.93257	1.318627	8.290871	0.0000
LOAN_RATE	-11.07934	1.512940	-7.323054	0.0000
C	-1.487614	0.064797	-22.95793	0.0000

R-squared	0.826797	Mean dependent var	-1.996063
Adjusted R-squared	0.805146	S.D. dependent var	0.211253
S.E. of regression	0.093252	Akaike info criterion	-1.763091
Sum squared resid	0.139134	Schwarz criterion	-1.613969
Log likelihood	19.74937	Hannan-Quinn criter.	-1.737854
F-statistic	38.18854	Durbin-Watson stat	0.966865
Prob(F-statistic)	0.000001		



【推計式の変数】

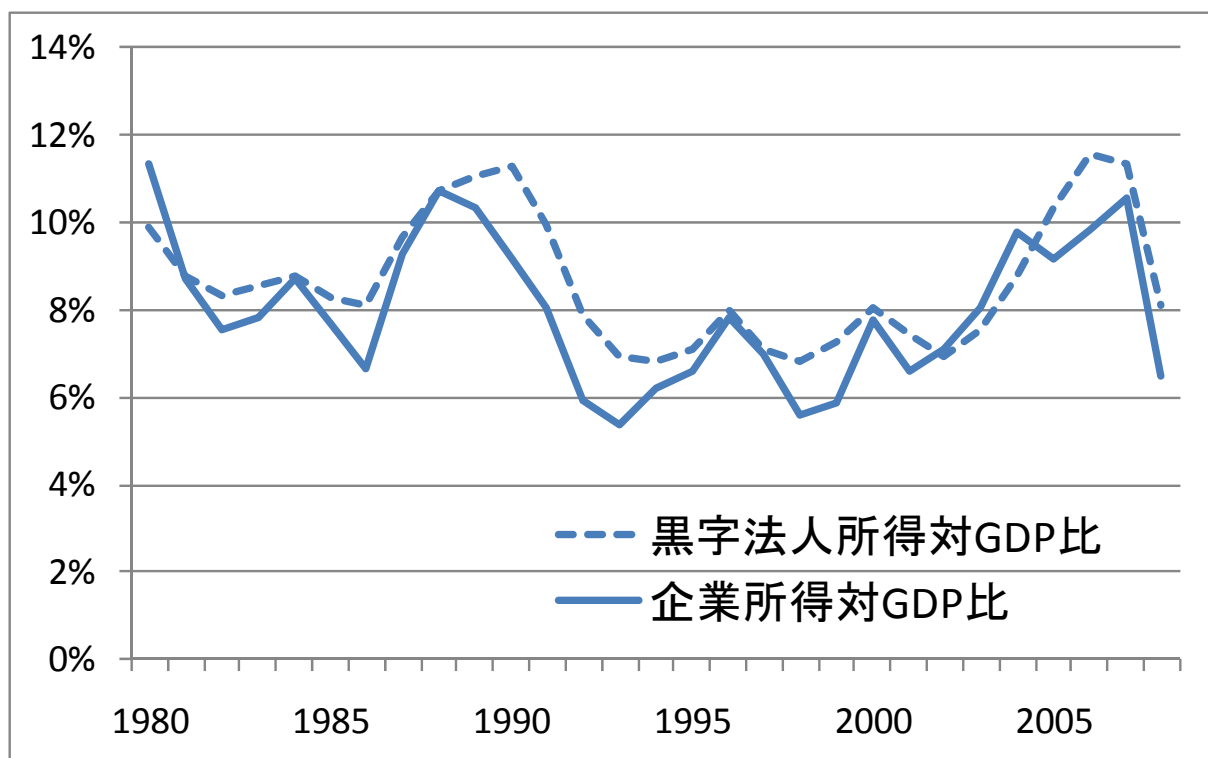
SNA_INCOME_ADJ : SNA の分配前企業所得に在庫品評価調整額を加えて支払利子を調整した系列

NDPV : SNA の GDP から、固定資本減耗、家計・公的企業の営業余剰・混合所得を除いたもの

GAP : コブ・ダグラス型生産関数に基づき作成

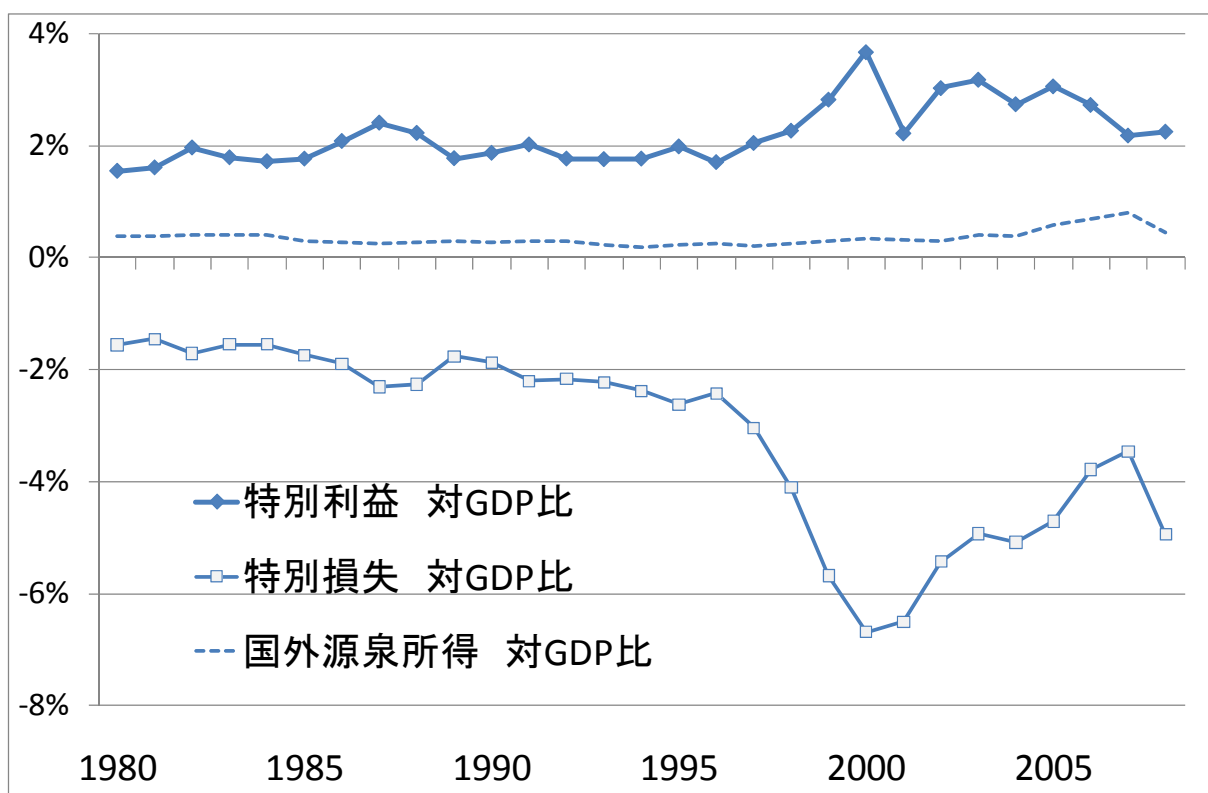
LOAN_RATE : 法人企業統計の支払利子と借入金残高の比率

(図19) 「企業所得」と「黒字法人所得」の名目 GDP 比の推移



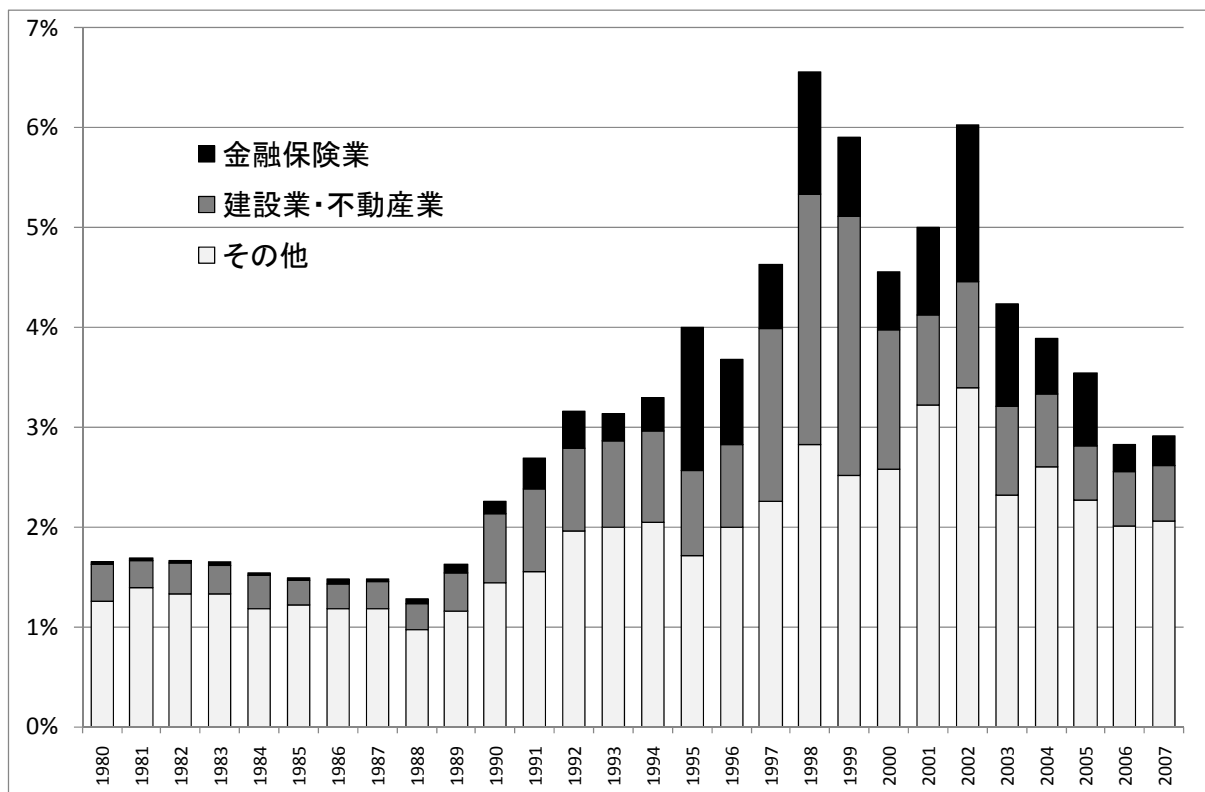
(出所) 財務省「財政金融統計月報」、国税庁「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて筆者作成

(図20) 「特別損益」と「国外源泉所得」の名目 GDP 比の推移



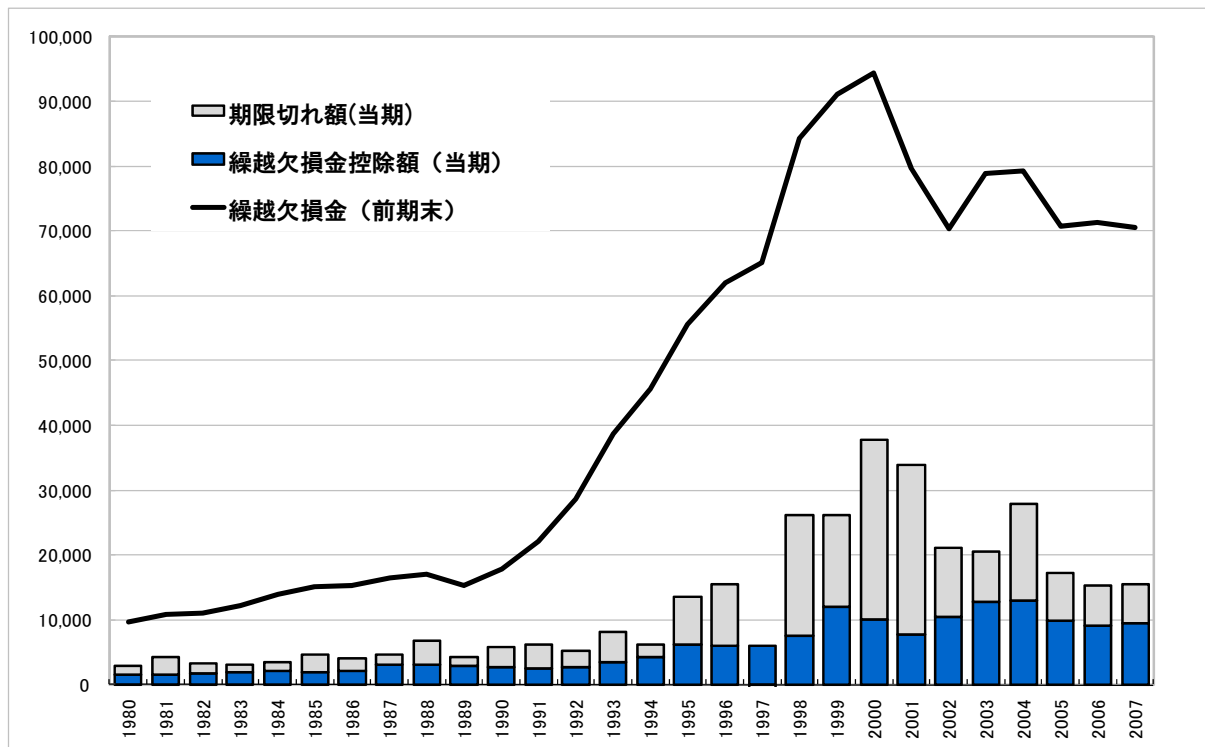
(出所) 財務省「法人企業統計調査」、国税庁「会社標本調査」

(図 2 1) 赤字法人所得 (欠損法人の調査所得) の対名目 GDP 比の推移



(出所) 国税庁「会社標本調査」

(図 2 2) 繰越欠損金の控除額と期限切れ額



(出所) 国税庁「会社標本調査」

(図 2 3) 赤字法人所得の翌期以降における控除割合の推計結果

Dependent Variable: DCO_EXF

Method: Least Squares

Sample (adjusted): 1987 2008

Included observations: 22 after adjustments

$$\begin{aligned} \text{DCO_EXF} = & C(1)*\text{INRED_ADJ}(-1)+C(2)*\text{INRED_ADJ}(-2)+C(2) \\ & *\text{INRED_ADJ}(-3)+C(2)*\text{INRED_ADJ}(-4)+C(2)*\text{INRED_ADJ}(-5)+D01 \\ & *C(2)*\text{INRED_ADJ}(-6)+D01*C(2)*\text{INRED_ADJ}(-7) \end{aligned}$$

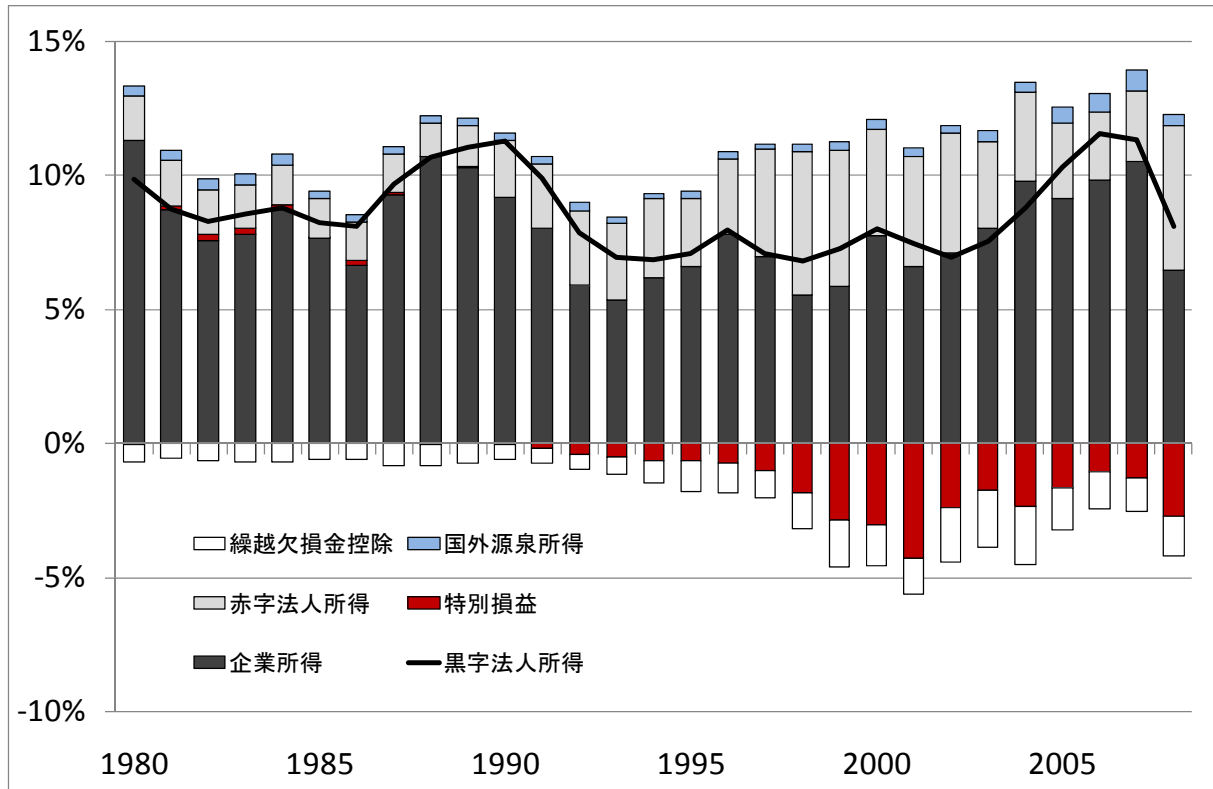
	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C(1)	-0.230335	0.048114	-4.787229	0.0001
C(2)	-0.037183	0.009781	-3.801657	0.0011
R-squared	0.599840	Mean dependent var		-5899.907
Adjusted R-squared	0.579832	S.D. dependent var		2647.718
S.E. of regression	1716.260	Akaike info criterion		17.82019
Sum squared resid	58910995	Schwarz criterion		17.91938
Log likelihood	-194.0221	Hannan-Quinn criter.		17.84356
Durbin-Watson stat	0.817252			

【推計式の変数】

DCO_EXF : 会社標本調査の繰越欠損金当期控除額（金融・保険業を除く）

INRED_ADJ : 企業所得＋特別損益＋国外源泉所得と黒字法人所得（一般会計歳入から逆算）の差分

(図 2 4) 黒字法人所得と企業所得の関係



(出所) 国税庁「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」、財務省「法人企業統計調査」等を用いて筆者作成

(図 2 5) 「赤字法人所得」の回帰分析の結果

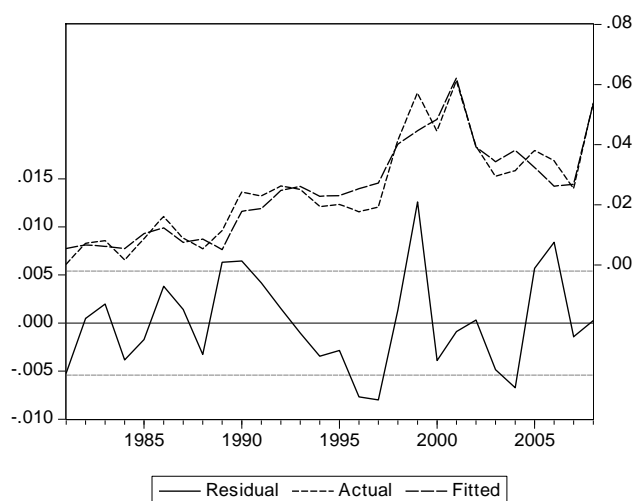
Dependent Variable: INRED_ADJ/GDPV

Method: Least Squares

Sample (adjusted): 1981 2008

Included observations: 28 after adjustments

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
ABS(D(GAP))	0.246213	0.117337	2.098344	0.0471
SNA_INCOME_ADJ/GDPV	-0.072679	0.074319	-0.977931	0.3383
(EXTRA_LOSS-EXTRA_PROF)/GDPV	1.016908	0.110704	9.185811	0.0000
C	0.012308	0.007121	1.728454	0.0973
D1990C	0.007301	0.002928	2.493907	0.0203
R-squared	0.910068	Mean dependent var	0.024972	
Adjusted R-squared	0.894427	S.D. dependent var	0.016630	
S.E. of regression	0.005403	Akaike info criterion	-7.443122	
Sum squared resid	0.000672	Schwarz criterion	-7.205228	
Log likelihood	109.2037	Hannan-Quinn criter.	-7.370395	
F-statistic	58.18684	Durbin-Watson stat	1.576159	
Prob(F-statistic)	0.000000			



【推計式の変数】

INRED_ADJ : 企業所得+特別損益+国外源泉所得と黒字法人所得（一般会計歳入から逆算）の差分

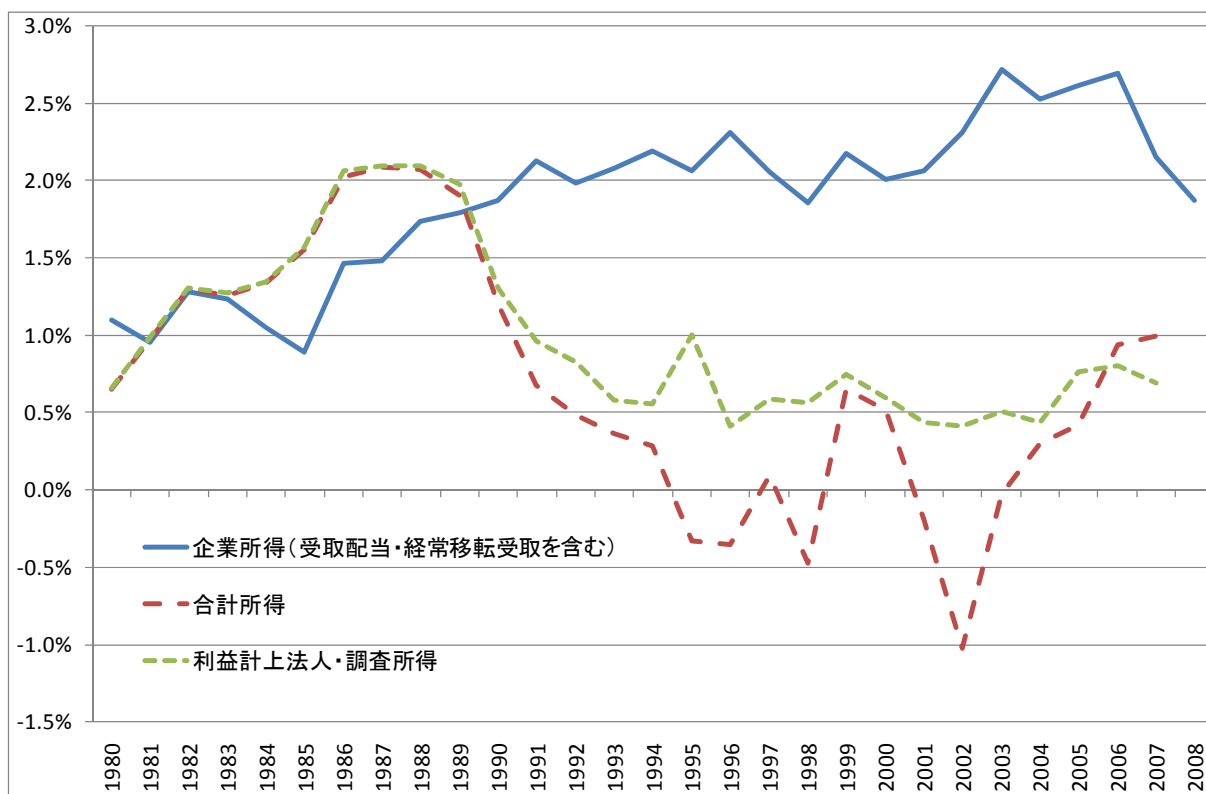
GDPV : 名目 GDP

GAP : コブ・ダグラス型生産関数に基づき作成

SNA_INCOME_ADJ : SNA の分配前企業所得に在庫品評価調整額を加えて支払利子を調整した系列

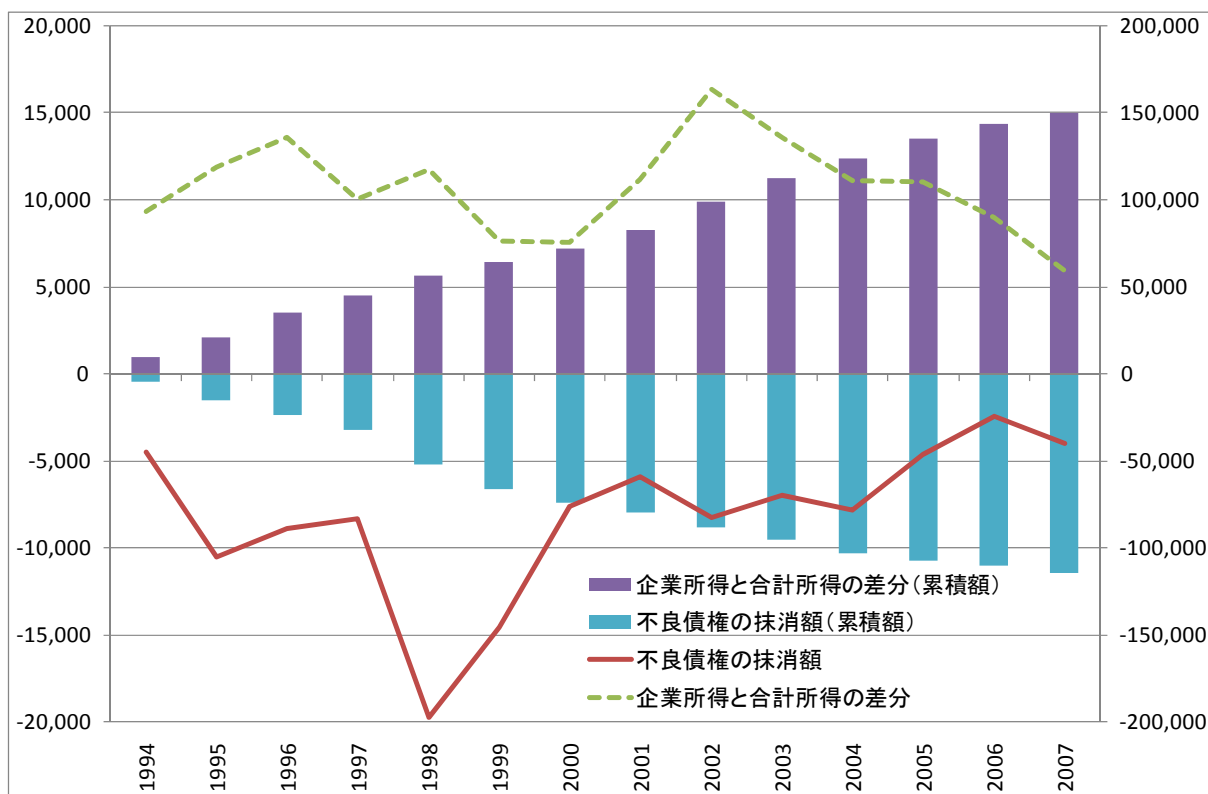
EXTRA_LOSS - EXTRA_PROF : 法人企業統計の特別損失-特別利益

(図 2 6) 民間金融機関の企業所得 (SNA) と合計所得 (税務統計)



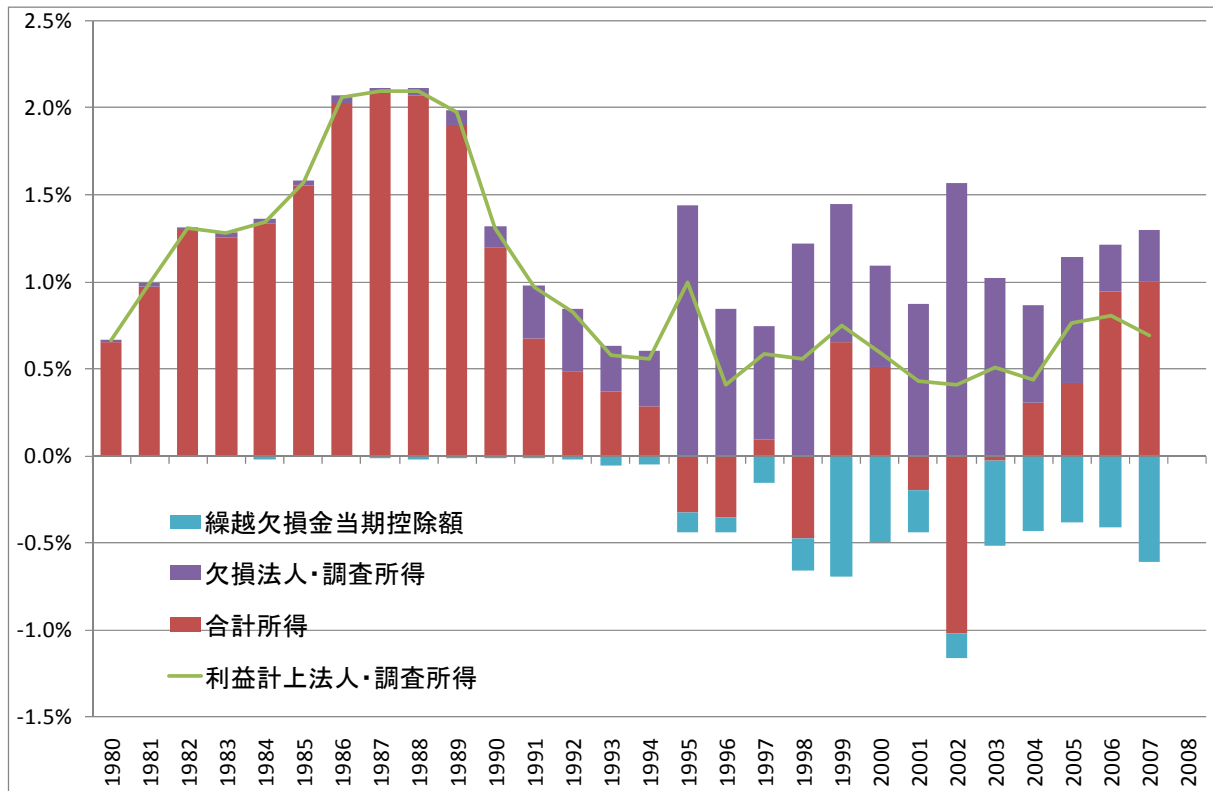
(出所) 国税庁「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて筆者作成

(図 2.7) 民間金融機関の「企業所得」と「合計所得」の差分の推移と不良債権処理額



(出所) 「会社標本調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて筆者作成

(図 2 8) 民間金融機関の「黒字法人所得」の内訳の推移

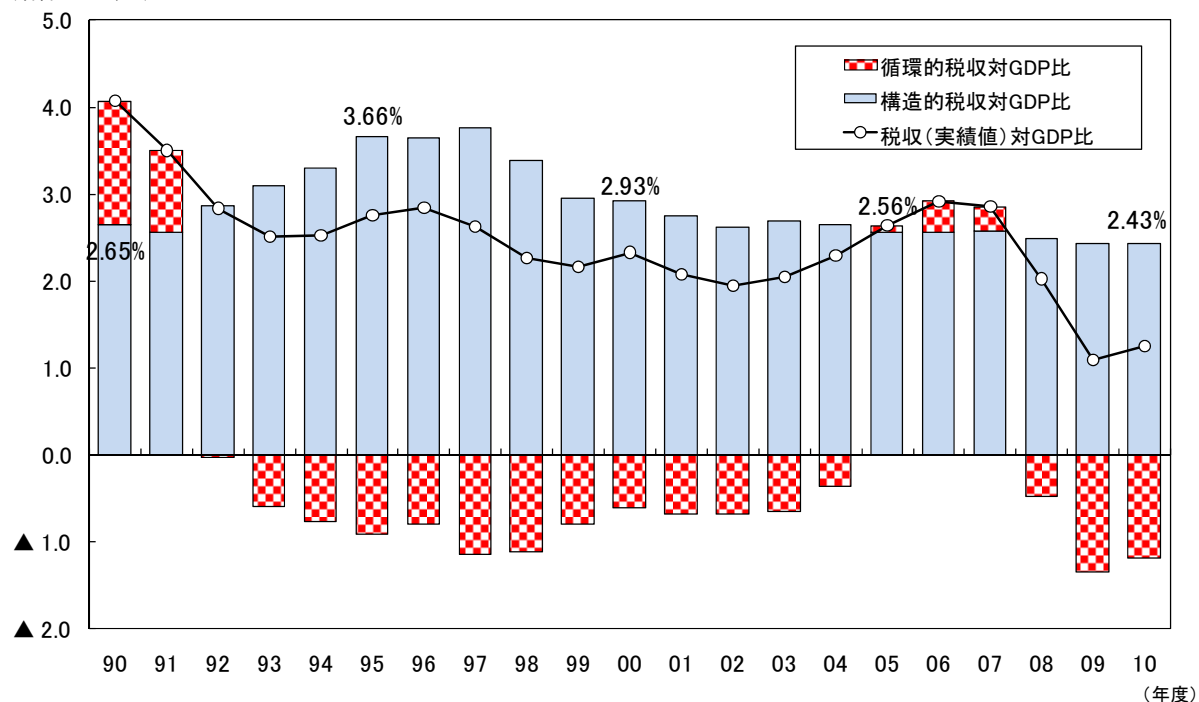


(出所) 国税庁「会社標本調査」

(図 2 9) 法人税の構造的税率水準の試算結果

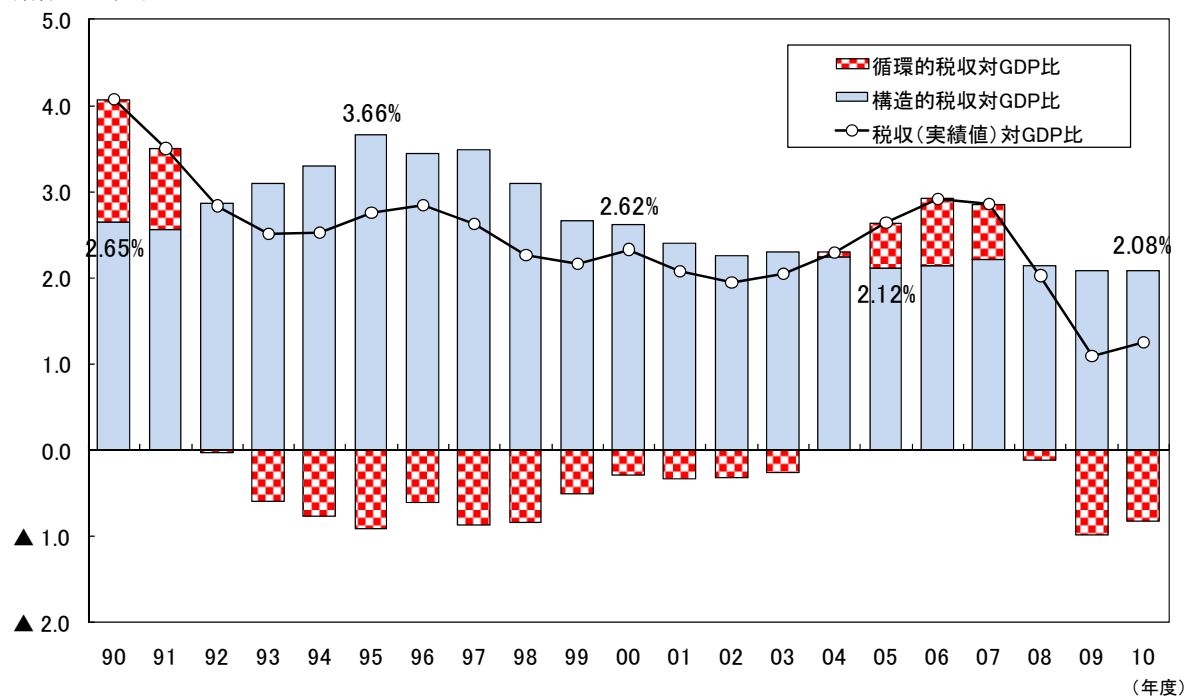
【ベースラインシナリオ】

(名目GDP比、%)



【代替シナリオ (1995 年度以降の借入金利横ばい)】

(名目GDP比、%)



(図 30) 特別損失が発生しなかった場合の法人税の構造的税率水準の試算結果

